

官報

號外 昭和二十一年九月十三日

○第九十回 衆議院議事速記録第四十四號

昭和二十一年九月十二日(木曜日)

午後二時七分開議

議事日程 第四十三號

昭和二十一年九月十二日

午後一時開議

第一 商工協同組合法案(政府提出)

第二 電氣事業法の一部を改正する法律案(政府提出、貴族院送付)

第一讀會の續(委員長報告)

〔朗讀ヲ省略シタ報告〕

一、去十日貴族院ニ於テ本院カラ送付ノ次ノ政府提出案ヲ可決シタ旨、同院カラ通牒ヲ受領シタ、

恩給法の一部を改正する法律案

帝國議會各議院の議長、副議長及び議員の手當に關する法律案

一、議員カラ提出サレタ議案ハ次ノ通りデアル

北海道帝國大學に法文兩學部設置に關する建議案

提出者

小川原政信君 地崎宇三郎君

吉米地英俊君 椎熊 三郎君

永井勝次郎君 有馬 英二君

蠶絲業の協同組合化に關する建議案

提出者 布 利秋君

(以上九月十日提出)

宮崎縣に土木部設置に關する建議案

提出者

小川原政信君 地崎宇三郎君

吉米地英俊君 椎熊 三郎君

永井勝次郎君 有馬 英二君

蠶絲業の協同組合化に關する建議案

提出者 布 利秋君

(以上九月十日提出)

宮崎縣に土木部設置に關する建議案

提出者

小川原政信君 地崎宇三郎君

吉米地英俊君 椎熊 三郎君

永井勝次郎君 有馬 英二君

蠶絲業の協同組合化に關する建議案

提出者

伊東 岩男君 川野 芳滿君

大橋 喜美君 鹿島 透君

森 由己雄君 川越 博君

省營トラツク擴張反對に關する建議案

提出者

森崎 了三君 香川 兼吉君

堀川 恭平君 木下 榮君

八坂善一郎君 村上 勇君

松浦 薫君 河原田 巖君

早稻田柳右エ門君 本名 武君

(以上九月十一日提出)

一、議員ノ異動

群馬縣選出議員須永好君ハ昨十一日死去サレタ

一、去十日議長ニ於テ次ノ委員ヲ選定シタ

自作農創設特別措置法案(政府提出)

外一件委員

磯崎 貞序君 小川原政信君

上林山榮吉君 木島 義夫君

北 吟吉君 古賀 太郎君

田邊 讓君 中野 武雄君

葉梨新五郎君 森 幸太郎君

森田 豊壽君 八重樫利康君

藥師神岩太郎君 山口 好一君

青木清左エ門君 飯島 祐之君

江川 爲信君 小笹 耕作君

太田秋之助君 白木 一平君

寺島隆太郎君 保利 茂君

山口光一郎君 吉澤仁太郎君

井伊 誠一君 大澤喜代一君

須永 好君 棚橋 小虎君

玉井 潤次君 堂森 芳夫君

富吉 榮二君 中原 健次君

平野市太郎君 松澤 一君

麻生 正藏君 橋本 二郎君

藤本 虎喜君 松本六太郎君

井出一太郎君 鈴木 憲一君

豐澤 豐雄君 増井慶太郎君

北 政清君 布 利秋君

山本 武夫君

一、去十日次ノ通り特別委員ノ異動ガアツタ

林業會法案(政府提出)委員

縣在町田 三郎君 補員 玉井 潤次君

臨時物資需給調整法案(政府提出)委員

縣在池上 隆祐君 補員 小坂善太郎君

縣在河野 金外君 補員 稻田 健治君

一、昨十一日第五部選出建議委員須永好君ハ死去サレタ

一、去十一日委員長理事互選ノ結果次ノ通り當選シタ

自作農創設特別措置法案(政府提出)

外一件委員

委員長 葉梨新五郎君

理事 小川原政信君 上林山榮吉君

森 幸太郎君 飯島 祐之君

山口光一郎君 細野三千雄君

富吉 榮二君 藤本 虎喜君

井出一太郎君 布 利秋君

一、昨十一日次ノ通り特別委員ノ異動ガアツタ

食糧緊急措置令(承諾を求むる件)委員

(死去)須永 好君 補員 佐竹 晴記君

臨時物資需給調整法案(政府提出)委員

縣在米山 久君 補員 加藤 勘十君

自作農創設特別措置法案(政府提出)

外一件委員

(死去)須永 好君 補員 細野三千雄君

○議長(山崎猛君) 是ヨリ會議ヲ開キマス

御報告致スコトガアリマス、議員須永好君ハ昨十一日逝去セラレマシタ、洵ニ痛惜哀悼ノ至リニ堪ヘマセス、此ノ際御意ヲ表スル爲メ發言ヲ求メラレテ居リマス、之ヲ許シマス、大野伴陸君

〔大野伴陸君登壇〕

○大野伴陸君 只今議長ヨリ御報告ニ相成リマシタ故衆議院議員須永好君ニ對シ、院議ヲ以テ弔詞ヲ贈呈シ、其ノ弔詞ハ之ヲ議長ニ一任スルノ動議ヲ提出致シマス

此ノ際僭越ナガラ、諸君ノ御同意ヲ得マシテ、議員一同ヲ代表シ、謹ンデ哀悼ノ意ヲ表シタイト存ジマス

此ノ度突然ノ訃報ニ接シ、此ノ議場カラ尊敬スベキ僚友ヲ失フコトニ相成リマシタ、洵ニ民主議會ノ爲メ痛恨ノ情禁ズル能ハザル次第デアリマス(拍手)御承知ノ如ク君ハ群馬縣下、新田郡ノ御出身デアリマス、君ノ限リナキ愛着ヲ持ツ所ノ土地、土ニ生クル人々ノ爲ニ、夙ニ農民運動ノ先驅者トシテ挺身スルコト二十有餘年、以テ今日ニ至ツタノデアリマス、日本農民組合ノ爲ニハ忘ルベカラザル功勞者デアリマス(拍手)郷黨ニ於ケル君ノ信望ハ殊ニ厚ク、既ニ昭和十二年選バレテ本院ノ議席ヲ占メ、農民陣營ニ萬丈ノ氣ヲ吐イタノデアリマス、君ガ再び此ノ民主議會ニ臨ンデ、其ノ抱負ヲ實現セラシムル、モノト、更ニ大イナル期待ヲ以テ迎ヘタノデアリマシテ、日夜健闘サレテ居ラレタ際、今日圖ラズモ君ト永遠ニ訣別スルノ已ムナキニ至リマシタコトハ、洵ニ遺憾極マリナキ次第デアリマス(拍手)君ハ多年ノ宿望タル民主日本ノ建設ニ一身ヲ挺シテ願ミズ、病後未ダ回復十分ナラザルニ拘ラズ、一昨日、而モ此ノ壇上ニ約一時間ニ垂ントスル最後ノ熱辯ヲ揮ツテ、ソレガ終ルヤ、微恙ノ徵候ヲ帶ビテ歸宅サレタノデアリマスガ、翌朝急遽サレタノコトデアリマス、君ノ崇高ナル最期コソハ、此ノ歴史の議會ニ相應シキ嚴肅ナル事實トシテ、永遠ニ我々ノ胸ニ銘記サレデアリマセウ(拍手)議會ノ使命ハ愈々重キヲ加ヘルノ秋、我々一同一段ノ精進ヲ誓ツテ、職ニ斃レラレタ君ガ在天ノ靈ニ應ヘントスルモノデアリマス(拍手)茲ニ謹ンデ哀悼ノ誠ヲ披瀝致ス次第デアリマス(拍手)

○議長(山崎猛君) 只今大野君ヨリ提出セラレマシタ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

○議長(山崎猛君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ハ可決セラレマシタ、

ヤラナケレバナラヌト考ヘタノデアリマス、配置ノ轉換ヲ強力ニ行ヒマス、整理ガ必要ニナツテ來ルノデアリマス、ソコデ私共ガ考ヘテ居ルダケデハ實行ガ出來ナイノデ、組合ノ幹部ニ諮リマシテ、數回協議ニ入ツタノデアリマス、最後ニ八月二十五日ニ從業員組合ノ代表者十名、鐵道ノ方カラ十名出シマシテ、小委員會ヲ設ケテ色々協議ヲ重ネタノデアリマス、其ノ結果ト致シマシテ、斯ウ云フ協定ガ生レタノデアリマス、第一ニ配置轉換ヲ組合ト協力シテ行フコト、第二ニ退職希望者、能率ノ著シク上ラナイ者、勤務意欲ノ足ラナイ者、其ノ他惡質ノ者ハ整理スル、整理ニ付テハ組合ノ意向ヲ參酌スル、第三ニ組合側ノ意向ヲ容レテ、四十八萬人ノ外ニ二萬人ノ増員ヲ認メル、第四ニ整理人員ニ付テハ七萬五千人ニ必ズシモ拘泥シナイ、斯ウ云フ覺悟ヲ交換シタノデアリマス、然ルニ之ヲ調停委員會ニ掛ケマシタ結果、外部ノ刺戟ヲ受ケタヤウニモ思ハレマス、其ノ結果之ヲ否認シテ參ツタノデアリマス、サウシテ去ル五、六日宇治山田ニ於テ大會ガ開カレテ、此ノ「ゼネスト」ヲ斷行シヨウト云フ方針ヲ進ンダノデアリマス、然ルニ西ノ組合ハ「ゼネスト」ニ反對シテ、遂ニ此ノ組合ガ分裂シタノデアリマス、之ニ付キマシテハ既ニ新聞紙上デ報道サレタ通りデアアルノデアリマス、併シナガラ我我トシテハ此ノ儘デ置ク譯ニモ行カスノデアリマス、ドウシテモ十五日ニ「ゼネスト」ニ入ルト云フコトヲ聲明シテ居リマスノデ、西ノ方ノ組合ニ對シテハ——成ベク總聯合一本デ交渉ニ入リタイト思ツテ居ルノデアリマスケレドモ、西ノ方ノ組合ハ西ノ組合

トシテ協議致シタイ、又東ノ方モ本日カラ協議ニ入ツテ居リマス、入ツテ居リマスルガ、明日ノ正午マデ此ノ協議ガ纏マラナケレバ、「ゼネスト」ヲスルト云フコトヲ一方的ニ宣言シテ居ルノデアリマスガ、私ハドウシテモ是ハ今明日ノ中ニ解決シナケレバナラヌト思ヒマシテ、今日ハ徹夜シテモ此ノ問題ヲ解決シヨウト考ヘテ居ルノデアリマス（拍手）先般交渉シタコトガ否認サレマシタノデ、ソレデハドウシテモ當事者間ニ幾ラ話ヲシテモ、是ハ妥結ヲシナイデヤナイカ、此ノ際オ互ヒニ處斷シテ貫ツタラドウカト云フコトヲ提議致シマシタガ、不幸ニシテ此ノ案ガ用ヒラレナイノデアリマス、現在「ゼネスト」ニ入ル其ノ向フノ要求ト致シマシテハ、整理ヲ止メロト云フ要求デアアルノデアリマス、整理ヲシナケレバ國有鐵道ノ合理的經營ハアリ得ナイノデアリマス（拍手）勿論「ゼネスト」ニ入リマスルト、國民ニ非常ナ迷惑ガ掛ルノデアリマス

一體整理ヲシナケレバナラヌト云フ點ハ何處ニアルカ、之ヲ少シク遡ツテ申述ベテ見タイト思ヒマス、戰爭ガ始マツタ昭和十二年度ニ於テ、國有鐵道ノ從業員ト云フモノハ二十四萬人デアツタノデアリマス、然ルニ今日五十五萬居ル、其ノ五十五萬ノ中ニハ、終戰後今日マデ十三萬人歸還者ヲ收容シテ居ル、更ニ是カラ今年一杯ニ約六萬人ノ從業員ガ歸ツテ參リマス、是等ノ人ハ本當ニ鐵道デ大切ナ方デアアルノデアリマスルカラ、是ハ絕對ニ收容シナケレバナラヌ、結局本年ノ年末ニナリマスルト、六十一萬人ニナル、過去ニ於テ二十四萬人デ今日以上ノ輸送力ガ

行ハレ、又國民ニ對スル「サービス」モ非常ニ良カツタノデアリマスルガ、六十一萬人ノ人間ヲ——國有鐵道ハ國家ノ機關デアアルカラ、要ラナクテモ何十萬人ノヲ置クト云フコトハ、ドノ角度カラ見テモ非常ニ無理ダト私ハ思フノデアリマス（拍手）勿論整理ニ當リマシテハ、出來ルダケ失業者ヲ出サナイヤウニ、例ヘバ此ノ五十五萬人ノ中ニハ、現在十六歳未満ノ男女ガ七萬五千人居リマス、是等ノ人デモ一家ヲ支ヘテ居ル者ハ失業サセナイ、先ツ家庭ニ歸ツテモ失業者ニナラナイヤウナ者ヲ整理スル、更ニ能率ノ惡イ人ヤ、意欲ノ居ル者ヤ、年ノ行ツタ者、サウ云フヤウナ者ハドウシテモ此ノ際整理シナケレバナラヌ（拍手）又大部分ノ人ハ、成ルベク國有鐵道ニ關係ノアル外ノ機關ニ出來ルダケ轉送ヲシテ、出來ルダケ少數ノ失業者ニ止メタイト云フコトデ、可ナリ長イ間私ハ努力シテ、當局ヲ激勵シテ今日ニ至ツタノデアリマス、若シ之ヲ從業員ノ要求ニ應ジテ引込メルト云フコトニナリマスルト、鐵道ノ經營ノ合理化ト云フモノハアリ得ナイノデアリマス、國民ノ期待ヲ裏切ルモノデアリマス（拍手）私ハ非常ニ大キナ責任ヲ感じテ居リマスルケレドモ、此ノ儘デ行クベキモノデハナイト思フノデアリマス（拍手）一體代表者ノ人ガ組合デ選バレテ、サウシテ話シタコトガ何デモ崩レルト云フコトハ、今日ノ民主政治ニ於テ、私ハコンナコトハ民主主義デハナイト思フノデアリマス、甚ダ遺憾デアリマスルガ、併シ何トカシテ今日中ニ、「ゼネスト」ニ入ラヌヤウニ最善ノ努力ヲ盡シテ見タイト思フノデアリマス（拍手）

何ト申シマシテモ、今日「ゼネスト」ニ入りマスルト、一日ヤツタカラト云ツテ濟マヌノデアリマス、ドウシテモソレヲ復活スル爲ニ二十日乃至二週間ヲ要スルノデアリマス、サウシテ石炭ノ輸送ガ一日デモ停頓シタナラバ、瓦斯モ止ルト云フコトニナリ、又國民生活ニ大切ナ食糧ノ輸送ガ一日停頓スルト云フコトハ、是ハ相當大キナ故障ヲ國民ニ與ヘルノデアリマシテ、絕對ニ「ゼネスト」ヲサセキモノデハナイノデアリマス、又國有鐵道ノ從業員ト云フモノハ、全部「ゼネスト」ニ入ルト云フコトヲ言ツテ居ラスノデアリマス、半分ハ「ゼネスト」ハイカヌト云フ反對ガアリマス、又現在ヤラウト云フ中ニモ、相當ニ反對意見ヲ持ツテ居ルノデアリマスルカラ、全體ノ數カラ見マスルト、過半数デナイト云フコトハ明ラカデアアルノデアリマス、デアリマスルカラ、是ハ少數ノ者デ勝手ニヤルト云フコトハ、ドウシテモ排撃シナケレバナラヌト思フノデアリマス、以上經過ノ概要ヲ申上ゲタ次第デアリマス（拍手）

○三木武夫君 只今御答辯ヲ承ツタノデアリマスガ、内容的ニハ色々申シタイコトモアリマスルガ、唯、申サレタ今晚徹夜シテデモ此ノ問題ヲ解決シテ國民ニ迷惑ヲ掛ケナイト云フ運輸大臣ノ言葉ニ信賴シ、又責任ヲ持タレルコトヲ望ンデ、私ノ質問ヲ終リマス

○山口喜久一郎君 議事日程變更ノ緊急動議ヲ提出致シマス、即チ此ノ際日程第二ヲ繰上ゲ上程シ、其ノ審議ヲ進メラレンコトヲ望ミマス

○議長（山崎猛君） 山口君ノ動議ニ御異議アリマセウカ

〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

○議長（山崎猛君） 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ノ順序ハ變更セラレマシタ——日程第二、電氣事業法の一部を改正する法律案ノ第一讀會の續ヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス

委員長長尾達生君

第二 電氣事業法の一部を改正する法律案（政府提出、貴族院送付）

第一讀會の續（委員長報告）

報告書

一 電氣事業法の一部を改正する法律案（政府提出、貴族院送付）

右ハ本院ニ於テ可決スベキモノト議決シタ因ツテコニ報告スル

昭和二十一年九月十一日

委員長 長尾 達生

衆議院議長 山崎 猛

〔長尾達生君登壇〕

○長尾達生君 只今上程サレマシタ電氣事業法の一部を改正する法律案ノ特別委員會ニ於ケマスル審議ノ經過並ニ結果ヲ御報告申上ゲマス、國民生活ノ必需品デアリ、又各種産業ノ基礎デアリマスル電氣ハ、戰後我が國ニ殘サレタ重要資源トシテ益々其ノ緊要性ガ認めラレルニ至ツタノデアリマス、電氣事業運營ノ如何ハ、産業ノ復興、民生ノ福利ニ影響スル所甚大デアリマス、本委員會ハ九月七日以來終始熱心ニ質疑並ニ討論ヲ致シタノデアリマスガ、其ノ詳細ニ付キマシテハ之ヲ議事録ニ讓ルコトト致シマシテ、問題トナリマシタ主要ナル諸點ヲ御報告申上ゲタイト思ヒマス

電氣事業ノ一般問題ト致シマシテ、第一ニ論議ノ焦點トナリマシタコト

ハ、電氣事業ノ企業形態ノ問題デアリマス、此ノ問題ニ付キマシテハ現行發送電及ビ配電會社ニ依リマスル形態ノ可否、國營論、公共團體ニ依リ分割經營論等、各種ノ角度カラ質疑並ニ意見ノ開陳ガアリマシタガ、之ニ對スル政府ノ見解ト致シマシテハ、一應現行制度ヲ是トスルガ、本法律ニ依ツテ新タニ設ケラレマスル電氣委員會ニ諮リ、慎重決定シタイトノ答辯ガアリマシタ、第二ノ問題トナリマシタ點ハ、電力ノ供給ニ關スル問題デアリマス、電力ノ需給ハ戰後一旦極度ニ減退致シマシタガ、家庭用電熱器等ノ普及ニ依リマシテ急激ニ増大シタコトト、火力發電所ノ賠償等ニ關聯致シマシテ需給逼迫ガ豫想サレル所デアリマシテ、此ノ點政府ノ豫想モ極メテ悲觀的デアリマシタガ、水力電源ノ擴充、聯合軍總司令部ニ對スル賠償設備ノ除外懇請等、政府ノ萬全ノ施策ヲ要望致シテ置キマシタ、第三點ハ電氣事業ノ「サービス」ノ問題デアリマス、停電ノ事故續出、或ハ又従業員ノ態度等、最近ニ於ケル「サービス」ノ低下ニ付キマシテ委員カラ痛烈ナ追究ガアツタノニ對シマシテ、政府モ其ノ實情ヲ認メマシテ、將來ニ於テハ其ノ従業員ニ對シテモ、代表的ノ公共事業従事者トシテノ態度ヲ以テ「サービス」向上ニ努力セシムル旨ノ答辯ヲ得マシタノデアリマス、次ハ電力開發計畫ニ關スル點デアリマス、我が國ノ電氣事業ハ石炭資源ノ潤滑、賠償火力發電設備ノ撤去カラ、必然的ニ水力設備ニ依存シナケレバナライノデアリマス、此ノ點カラ本問題ニ付テモ各種ノ意見、質疑ガ開陳セラレタノデアリマスガ、特ニ産業再建ノ基礎トシテ國家百年ノ大計ニ邁進スベキコト、並

ニ失業救済對策ヲモ兼テ「ダム」建設工事ノ推進等強力ニ要望致シマシタノニ對シ、政府モ極力是ガ實現ヲ約シタノデアリマス、更ニ一般問題ト致シマシテハ、以上ノ外周波數統一問題、電氣料金問題、電氣事業會社ノ經營並ニ配當ノ見透シ、之ニ依リ出資者タル公共團體ノ財政ニ及ボス影響等ニ付テ質疑ガ行ハレマシタガ、法案ノ内容ノ問題ト致シマシテハ、政府モ特ニ今回ノ改正ノ眼目ト致シテ居リマスル中央並ニ地方電氣委員會ノ問題ニ論議ガ集中セラレタノデアリマス、此ノ活潑ナル質疑ニ對シマシテ、政府モ本案ノ電氣委員會ハ從來ノ各種委員會ノ如ク單ナル諮問機關デハナク、權威アル議決機關ト致シマシテ、其ノ運営ヲ通ジテ電氣事業ノ民主化ノ徹底ヲ期スベキ旨ヲ言明致シタノデアリマス

以上要スルニ本案ハ、政府ノ提案説明ニアリマシタ如ク、先般廢止セラレマシタ國家總動員法ニ基ク配電統制令及ビ電力調整令ノ失効ニ對處シ、併セテ新構想ニ依リ電氣委員會ノ設置ニ依リ、電氣事業運營ノ民主化ヲ意圖スルモノデアリマシテ、自由黨代表ノ綿貫佐民君、進歩黨代表ノ天野久君、社會黨代表ノ山崎常吉君、協同民主黨代表ノ飯田義茂君、新政會代表ノ秋田大助君、無所属俱樂部代表ノ福田繁芳君カラ、次ノ事項ヲ政府ニ要望致シマシテ贊成ヲスル旨ノ意見ガ述べラレタノデアリマス、即チ、中央並ニ地方電氣委員會ハ單ナル諮問機關ニ終ルコトナク、權威アル議決機關トシテ、其ノ構成運營ニ付テハ徹底的ニ民主化ヲ期スルコト、又賠償火力發電所ノ撤去ニ付テハ、其ノ影響ノ甚大ナルニ鑑ミ、聯合國側ニ對シテ極力撤去設備カラノ除

外、撤去ノ延期ヲ懇請スルト共ニ、殘存設備ノ利用強化、水力設備、殊ニ「ダム」建設ヲ強力ニ推進スルコト、配電事業ノ公營問題ニ付テ急速ニ研究措置スルコト、日本發送電及ビ配電會社ノ配當減少等ニ依リ地方自治體ノ收入減ノ對策ヲ講スルコト、電氣事業企業形態ヲ再檢討シテ、之ヲ速カニ確立シ、事業者ノ向フベキ途ヲ明カニセシムベキコト、農村、鐵道、家庭其ノ他ノ電化政策ヲ強力ニ推進スルコト、電氣料金ノ適正化ヲ速カニ實現スルコト、電氣委員會ノ活用ニ依リ事業監督ノ官僚統制ノ弊ヲ避ケ、民主化實現ヲ期スルコト、「サービス」改善ニ努力シ公益事業トシテ本來ノ使命達成ニ資スルコト、周波數統一實施ニ依リ收益ノ大ナルニ鑑ミ、眼前ノ困難ニ迷ハサレコトナク、國家百年ノ大計確立ノ爲メ萬難ヲ排シテ速カニ之ヲ實現スルコト等ヲ要望シテ、討論ヲ終ツタノデアリマス、最後ニ採決ノ結果全員一致原案通り可決致シマシタ、簡單デアリマスガ、以上ヲ以チマシテ委員長ノ報告ト致シマス(拍手)

○議長(山崎猛君) 本案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議アリマセスカ

○議長(山崎猛君) 御異議ナシト認メマス、仍テ本案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○山口喜久一郎君 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ委員長報告通り可決セラレシコトヲ望ミマス

○議長(山崎猛君) 山口君ノ動議ニ御異議アリマセスカ

【異議ナシト呼ブ者アリ】

○議長(山崎猛君) 御異議ナシト認メマス、仍チ直チニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

電氣事業法の一部を改正する法律案 第二讀會(確定議)

○議長(山崎猛君) 別ニ御發議モアリマセズ、第三讀會ヲ省略シテ委員長報告通り可決確定致シマシタ(拍手)

日程第一、商工協同組合法案ノ第一讀會ヲ開キマス——星島商工大臣

第一 商工協同組合法案(政府提出) 第一讀會

商工協同組合法案

第一章 總則

第一條 商工協同組合は、商業、工業又は鑛業を行ふ者の緊密な結合により、商業、工業又は鑛業の改良發達に資するため組合員の事業の經營の合理化を圖るに必要な共同施設をなすことを目的とする。

第二條 商工協同組合は、これを法人とする。

第三條 商工協同組合は、その名稱の中に組合の事業に應じて、商、工若しくは鑛又はこれらの二以上を冠する業協同組合といふ文字を用ひなければならぬ。

商工協同組合でないものは、その名稱の中に、前項に掲げる文字を用ひてはならぬ。

第四條 商工協同組合は、勅令の定めるところにより、登記をしなければならぬ。

前項の規定により、登記しなけ

ればならぬ事項は、その登記の後でなければ、これを以て第三者に對抗することができない。

第五條 商工協同組合には、營業税を課さない。

第六條 商工協同組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

第二章 設立

第七條 商工協同組合の組合員たる資格を有する者は、定款でこれを定める。但し、左の各號の一に該當する者でなければならぬ。

一 一定地區内において商業、工業又は鑛業を行ふ者

二 前號の者で組織する團體

三 第一號の者及び前號の團體で組織する團體又は前號の團體で組織する團體

第八條 商工協同組合を設立しようとするときは、組合員にならうとする者が發起人になり、他に組合員にならうと申し出た者があるときは、その同意を得て、創立總會を開き、定款その他必要な事項を定め、行政官廳の認可を受けなければならぬ。

創立總會における議決は、組合員にならうとする者の三分の二以上の同意を必要とする。

組合員にならうとする者は、創立總會において代理人により議決権を行ふことができる。

前項の代理人は、組合員にならうとする者でなければならぬ。

第九條 商工協同組合の定款は、組合が組合員の自由な意思に基き民主的に組織され且つ運営されるや

うにこれを作り、左の事項を記載しなければならぬ。

一 目的

二 名稱

三 地區

四 事務所の所在地

五 組合員たる資格に關する規定

六 組合員の加入及び脱退に關する規定

七 出資一口の金額及びその拂込の方法

八 剩餘金の處分及び損失の填補に關する規定

九 準備金の額及びその積立の方法

十 組合員の權利義務に關する規定

十一 事業及びその執行に關する規定

十二 役員に關する規定

十三 會議に關する規定

十四 會計に關する規定

十五 存立の時期又は解散の事由を定めたときには、その時期又は事由

第十條 第八條第一項の規定による設立の認可があつたときには、發起人は、遲滞なく組合員にならうとする者に、第一回の拂込をさせなければならぬ。

第十一條 商工協同組合は、勅令の定めるところにより、設立の登記をすることにより成立する。

第三章 事業

第十二條 商工協同組合は、左の事業を行ふことができる。

一 組合員の取扱品の仕入、保管、運搬、加工、販賣その他組合員の事業に關する共同施設

二 組合員の取扱品又はその生産若しくは加工の設備に對する検査

三 組合員の事業に關する指導、研究、調査その他組合員の目的を達するために必要な事業

商工協同組合は、前項の事業の外、組合員に對する事業資金の貸付、組合員のためにするその事業上の債務の保證又は組合員の貯金の受入を併せて行ふことができる。

第一項第一號及び第二號に掲げる組合の施設は、組合員の利用に差支がない場合に限り、組合員でない者にも、これを利用させることができる。

第十三條 商工協同組合は、行政官廳の許可を受けて、組合員の取扱商品について商品券を發行することができる。

第十四條 商工協同組合が商品券を發行したときには、組合員は、これに對してその取扱商品の引換の義務を負ふ。

第十五條 商工協同組合が商品券を發行した場合に、組合員が商品券の引換をすることができないときは、又はその引換を停止したときには、その組合は、商品券の所有者に對して、券面に表示した金額を限度として、辨済の責を負ふ。

第十六條 商品券を發行した商工協同組合が、みづから商品を販賣する場合に、前三條中組合員とあるのは、組合を含むものとする。

第十七條 保管事業を行ふ商工協同組合は、行政官廳の許可を受けて、組合員の寄託物について倉荷證券を發行することができる。

前項の許可を受けた商工協同組合は、組合員たる寄託者の請求により、寄託物の倉荷證券を交付しなければならぬ。

商法第六百二十七條第二項及び第六百二十八條の規定は、第一項の倉荷證券に、これを準用する。

倉庫業法第四條及び第八條乃至第十條の規定は、第一項の場合に、これを準用する。

第十八條 前條第一項の許可を受けた商工協同組合の作成する倉荷證券には、第三條第一項の規定による商工協同組合の名稱を冠する倉庫證券といふ文字を記載しなければならぬ。

商工協同組合でない者の作成する預證券及び質入證券又は倉荷證券には、前項に掲げる文字を記載してはならぬ。

第十九條 商工協同組合により倉荷證券の發行された寄託物の保管期間は、寄託の日から六箇月以内とする。

前項の寄託物の保管期間は、六箇月を限度として、これを更新することが出来る。但し、更新の際の證券の所持人が組合員でないときは、組合員の利用に差支がない場合に限る。

第二十條 商法第六百十六條乃至第六百十九條及び第六百二十四條乃至第六百二十六條の規定は、商工協同組合が倉荷證券を發行した場合に、これを準用する。

第四章 組合員の權利義務

第二十一條 組合員は、出資一口以上を持たなければならない。

出資一口の金額は、均一でなければならない。

第二十二條 組合員は、商工協同組合に拂ひ込まなければならない出資金額について、相殺を以て組合に對抗することができない。

第二十三條 商工協同組合は、定款の定めるところにより、組合員が持分を譲渡しようとするときは、組合の承認を受けなければならないものとする。

組合員でない者が、持分を譲り受けようとするときには、加入の例によらなければならない。

持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の權利義務を承継する。

第二十四條 組合員は、總會において各、一個の議決権を有する。

第二十五條 組合員は、總會の五分の一以上の同意を得て、總會の目的及びその招集の理由を記載した書面を理事に提出して、總會の招集を請求することができる。

第二十六條 組合員は、總會の招集手續又はその決議の方法が、法令又は定款に反すると認めるときは、決議の日から三十日以内に、その決議の取消を行政官廳に請求することができる。

第二十七條 商工協同組合は、定款の定めるところにより、その經費を組合員に賦課することが出来る。

第二十八條 商工協同組合は、定款の定めるところにより、使用料及び手数料を徴収することが出来る。

第二十九條 商工協同組合の組合員

の責任は、第二十七條の規定による經費の負擔の外、その出資金額を限度とする。

第三十條 組合員は、左の事由により脱退する。

一 組合員たる資格の喪失

二 死亡又は解散

三 破産

四 禁治産

五 除名

組合員は、前項の規定にかかわらず、事業年度の終に、商工協同組合を脱退することが出来る。但し、この場合には三箇月以前にその豫告をしなければならない。

第五章 管理

第三十一條 商工協同組合には、理事及び監事を置かなければならぬ。

理事及び監事は、總會において、組合員又は組合員たる法人の業務を執行する役員の中から、これを選任する。但し、組合設立當時の理事及び監事は、創立總會において、組合員にならうとする者又は組合員にならうとする法人の業務を執行する役員の中から、これを選任する。

第四十一條第二項の規定は、前項本文の場合に、これを準用する。

第三十二條 理事又は監事は、任期中であつても、總會において、これを解任することが出来る。

第四十一條第二項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

第三十三條 商工協同組合が理事と契約をする場合には、監事が組合を代表する。組合と理事との間の訴訟の場合に於いても同様である。

第三十四條 監事は、理事又は組合の使用人と相互に兼ねることができない。

第三十五條 理事は、定款及び總會の決議を各事務所に、組合員名簿を主たる事務所に、備へて置かなければならない。

組合員名簿には、左の事項を記載しなければならない。

一 各組合員の氏名又は名稱及び住所

二 各組合員の出資口數、拂込金額及び拂込年月日

組合員及び組合の債權者は、何時でも組合の帳簿書類の閲覧を求めることができる。

第三十六條 民法第四十四條第一項、第五十二條第二項、第五十三條乃至第五十五條及び第五十九條の規定は、商工協同組合の理事及び監事に、これを準用する。

第三十七條 理事は、定款の定めるところにより、少くとも毎年一回通常總會を開かなければならない。

理事は、必要があると認めるときには、定款の定めるところにより、何時でも臨時總會を招集することができる。

第三十八條 理事が缺けたときには、總會の招集は、監事が、これを行う。

理事が、第二十五條の規定による請求のあつた日から二週間以内に、正當の事由がないのに總會の招集の手續をしないときは、監事は、その總會を招集しなければならない。

第三十九條 總會の決議は、この法律又は定款に特別の規定がある場合の外、出席した組合員の議決權の過半数で、これをしなければならない。

第四十條 組合員は、代理人により議決權を行ふことができる。この場合には、これを出席とみなす。前項の代理人は、組合員でなければならない。

第四十一條 この法律で別に定められた場合の外、左の事項は、總會の議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 組合の解散及び合併

三 毎年度の事業計畫

四 収支豫算及び經費の賦課徴收方法

五 借入金額の最高限度

六 組合員の除名

七 その他定款で定める事項

前項第一號、第二號及び第六號の事項の議決は、總組合員の半数以上が出席して、その議決權の四分の三以上で、これをしなければならない。但し、定款に特別の規定がある場合には、この限りではない。

定款の変更は、行政官廳の認可を受けなければならない。その效力を生じない。

第四十二條 理事は、通常總會の會日より二週間前に、財産目録、貸借對照表、事業報告書及び剩餘金處分案を監事に提出し、且つこれを主たる事務所に備へなければならない。

理事は、前項の書類及び監事の意見書を通常總會に提出して、その承認を求めなければならない。

第四十三條 民法第六十二條、第六十四條及び第六十六條の規定は、商工協同組合の總會に、これを準用する。

第四十四條 商工協同組合が出資一口の金額の減少を決議したときには、その決議の日から二週間以内に財産目録及び貸借對照表を作らなければならない。

組合は、前項の期間内にその債權者に對して異議があれば一定の期間内にこれを述べるやう定款の定めるところにより公告し、且つ判明してゐる債權者に對しては、各別にこれを催告しなければならない。但し、その期間は三十日より短くしてはならない。

第四十五條 債權者が、前條第二項の期間内に出資一口の金額の減少に對して異議を述べなかつたときには、これを承認したものとみなす。

債權者が異議を述べたときには、商工協同組合は、これを辨済し又は相當の擔保を提供しなければならない。出資一口の金額を減少することができない。

第四十六條 商工協同組合は、定款で定める準備金の額に達するまで、毎事業年度の剩餘金の十分の一以上を積み立てなければならない。

前項の準備金の額は、出資總額の二分の一より少くしてはならない。

第一項の準備金は、損失の填補に充てる場合の外、これを使用することができない。

第四十七條 商工協同組合は、損失を填補し、前條の準備金を控除した後は、剰金の定めるところにより、剩餘金を處分することができる。

第四十八條 商工協同組合は、組合員の脱退の場合の外、持分の拂戻をすることができない。脱退した組合員は、定款の定めるところにより、その持分の全部又は一部の拂戻を請求することができる。

脱退した組合員の組合に對する權利義務について必要な事項は、勅令でこれを定める。

第四十九條 商工協同組合は、組合員の持分を取得し、又は質權の目的としてこれを受けることができる。

第五十條 商工協同組合がその組合員に對して行ふ通知又は催告は、組合員名簿に記載した組合員の住所又はその者が組合に通知した住所に宛てれば足りる。

前項の通知又は催告は、通常到達すべき時に、到達したものとみなす。

第六章 監督及び違法處分に對する救済

第五十一條 商工協同組合の行爲が法令、法令に基いてなす處分又は定款に違反したときには、行政官廳は、總會の決議を取り消し、役員若しくは清算人を解任し、組合の事業の停止又は組合の解散を命ずることができる。

第五十二條 この法律に基く許可又は認可の申請があつたときには、行政官廳は、法令に違反し又は公益を害すると認める場合の外、その許可又は認可を拒むことができない。

第五十三條 この法律又はこの法律による命令に基く行政官廳の處分に不服のある者は、行政官廳に訴願し、又は行政裁判所に訴願することができる。

第七章 解散

第五十四條 商工協同組合は、左の事由により解散する。

一 定款で定める時期の到來又は事由の發生

二 總會の決議

三 組合の合併

四 組合の破産

第五十一條の規定による解散の命令

總會の決議による解散は、行政官廳の認可を受けなければ、その效力を生じない。

第五十五條 商工協同組合の合併は、行政官廳の認可を受けなければならない。その效力を生じない。

第四十四條及び第四十五條の規定は、商工協同組合の合併の場合に、これを準用する。

第五十六條 商工協同組合の合併は、合併後存続する組合又は合併により設立した組合が勅令の定めるところにより登記をすることにより、その效力を生ずる。

第五十七條 合併後存続する商工協同組合又は合併により設立した商工協同組合は、合併により消滅した組合の權利義務を承継する。

第五十八條 商工協同組合が解散したときには、合併及び破産の場合の外、理事がその清算人になる。前項の規定により清算人になる

者がないとき又は清算人が缺けたときは、裁判所は、利害關係人の申請により、又は職權を以て、清算人を選任することができる。

裁判所は、必要があると認めるときは、職權を以て清算人を解任することができる。

第五十九條 清算人は、就職後遅滞なく組合財産の現況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作り、これを總會に提出して、その承認を求めなければならない。

第六十條 清算人は、清算及び財産處分の方法について、裁判所の認可を受けなければならない。

裁判所は、必要があると認めるときは、清算人に對し、清算及び財産處分の方法について監督上必要な事項を命ずることができ

る。

第六十一條 清算人は、商工協同組合の債務を辨済した後でなければ、組合財産を處分することができない。

第六十二條 清算事務が終つたときには、清算人は、遅滞なく決算報告書を作り、これを總會に提出してその承認を求めなければならない。

第八章 商工協同組合中央會

第六十四條 商工協同組合中央會は、商工協同組合の指導及び連絡を圖る目的を以て、これを設立することができる。

商工協同組合中央會は、これを法人とする。

第六十五條 商工協同組合中央會は、その名稱の中に商工協同組合中央會といふ文字を用ひなければならない。

商工協同組合中央會でないものは、その名稱の中に、商工協同組合中央會といふ文字を用ひてはならない。

第六十六條 商工協同組合中央會を設立しようとするときは、會員にならうとする者が發起人になり、會員たる資格を有する者の同意を得て、創立總會を開き、定款その他必要な事項を定め、行政官廳の認可を受けなければならない。

前項の同意は、設立發起當時の商工協同組合の過半数の同意を以てたり。

商工協同組合中央會は、全國を通じて一個とする。

第六十七條 商工協同組合は、商工協同組合中央會の會員になることができる。

前項以外の者も、商工協同組合中央會の定款の定めるところにより、その會員になることができる。

第六十八條 商工協同組合中央會には、左の役員を置かなければならない。

會長 一人
理事 若干人

監事 若干人

第六十九條 商工協同組合中央會は、勅令の定めるところにより、その所屬の商工協同組合の業務又は財産の狀況について監査の事業を行ふことができる。

第七十條 第四條、第六條、第十一條、第二十四條乃至第二十七條、第三十一條第二項第三項、第三十二條乃至第三十四條、第三十六條乃至第四十三條、第五十條、第五十一條、第五十四條及び第五十八條乃至第六十三條の規定は、商工協同組合中央會に、これを準用する。

第九章 罰則

第七十一條 商工協同組合又は商工協同組合中央會が、この法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基いて行ふ處分に違反したときは、會長、理事、監事又は清算人は、これを五千圓以下の過料に處する。

第七十二條 第三條第二項、第十八條第二項又は第六十五條第二項の規定に違反した者は、これを千圓以下の過料に處する。

附 則

第七十三條 この法律施行の期日は、勅令でこれを定める。

第七十四條 商工組合法（以下舊法といふ）は、これを廢止する。但し、舊法は、他の法令により準用される範圍内においては、なほその效力を有する。

第七十五條 舊法により設立され、この法律施行の際現に存する統制組合及び商工組合中央會は、前條の規定にかかわらず、この法律施

行後も、三箇月間を限つてなほ存續するものとする。

前項に掲げる組合及び中央會については、舊法は、前條の規定にかかわらず、なほその效力を有する。

この法律施行前になした行為又は第一項の規定により同項に掲げる組合又は中央會が存續する期間中になした行為に關する罰則の適用については、この法律施行後又は前項の規定により效力を有する舊法が、その效力を失つた後も、なほ從前の例による。

第一項に掲げる組合又は中央會で同項の期間満了の際現に存するものは、その期間満了の時に解散するものとする。

前項に掲げる組合又は中央會の解散及び清算並びに第一項の期間満了の際現に清算中の組合又は中央會の清算については、舊法は、その清算の終了まで、なほその效力を有する。

第七十六條 舊法により設立され、この法律施行の際現に存する施設組合は、これをこの法律により設立され商工協同組合とみなす。

前項の商工協同組合が、この法律施行前に發行した倉荷證券については、當分の間第十八條の規定は、これを適用しない。

第一項の商工協同組合は、必要な定款の變更をしてこの法律施行の日から三箇月以内に、行政官廳に認可の申請をしなければなら

ない。

期間満了の際解散するものとする。

第一項の商工協同組合の登記に ついて必要な事項は、勅令でこれを定める。

第七十七條 この法律施行の際現に第三條第一項又は第六十五條第一項の名稱をその名稱の中に用ひるものは、この法律施行後三箇月以内に、その名稱を變更しなければ

ならない。

第七十二條の規定は、前項の期間中は、同項に掲げるものには、これを適用しない。

第七十八條 商工組合中央會庫法の一部を、次のやうに改正する。

第一條第一項中「商工組合、商業組合、商業組合聯合會、商業小組合、工業組合、工業組合聯合會、工業小組合」を「商工協同組合」に改める。

第三條第一項、第三項及び第四項中「統制組合ヲ組合員トスル統制組合、商業組合聯合會、工業組合聯合會」を「商工協同組合」に改める。

第七條第一項中「商工組合、商業組合、商業組合聯合會、商業小組合、工業組合、工業組合聯合會、工業小組合」を「商工協同組合」に改める。

第二十七條第一項但書中「商工組合、商業組合、工業組合」を「商工協同組合」に改める。

第二十八條第一項第六號及び第二十九條第一項第三號中「商工組合、商業組合、商業組合聯合會、商業小組合、工業組合、工業組合聯合會、工業小組合」を「商工協同組合」に改める。

組合に改める。
第七十九條 登録税法の一部を、次のやうに改正する。

第十九條第七號中「商工組合、商工組合中央會、工業組合、工業組合聯合會、工業小組合、工業組合中央會、商業組合、商業組合聯合會、商業小組合、商業組合中央會」を「商工協同組合、商工協同組合中央會」に、「商工組合法、工業組合法、商業組合法」を「商工協同組合法」に改める。

第八十條 前二條の規定にかかはらず、この法律施行の際商工組合中央會に關係のある商工組合、商業組合、商業組合聯合會、商業小組合、工業組合、工業組合聯合會及び工業小組合につき並びにこの法律施行の際現に存する商工組合、商工組合中央會、商業組合、商業組合聯合會、商業小組合、工業組合、工業組合聯合會及び工業小組合の登録税については、なほ従前の例による。

第八十一條 印紙税法の一部を、次のやうに改正する。

第四條第一項第十二號中「商工組合、工業組合、工業組合聯合會、工業小組合、商業組合、商業組合聯合會、商業小組合」を「商工協同組合」に改める。

第八十二條 食糧管理法の一部を、次のやうに改正する。

第二十一條第二項中「商工組合法第五十五條第二項第三項及第五十六條乃至第五十八條」を「商工協同組合法第十七條第二項第三項及第十八條乃至第二十條」に、同條同項但書中「同法第五十六條、第五十

七條第一項及第五十八條中施設組合倉庫證券を、同法第十八條第一項中第三條第一項の規定による商工協同組合の名稱を冠する倉庫證券に改める。

〔國務大臣星島二郎君登壇〕

○國務大臣(星島二郎君) 商工協同組合法案提出ノ理由ヲ御説明致シマス
我が國が今同ノ戰爭ニ依ツテ蒙リマシタ痛手ヲ速カニ回復致シマシテ、文化國家ノ再建ヲ行ヒ、世界ノ進進ニ寄與致シマス爲ニハ、何ヨリモ先ヅ國民生活ノ安定ヲ確保致サネバナリマセヌ、是ガ爲ニハ産業ノ急速ナル振興ヲ圖リマスコトガ緊要デアリマス。コトハ申上ゲルマデモアリマセヌ、然ルニ我が國産業ノ現狀及ビ將來ヲ考ヘマスノニ、巨大資本ニ依ル電工業ヲ中心ト致シテ居リマシタ從前トハ異ナリ、中小企業ノ比重ガ非常ニ大キナツテ來テ居ルノデアリマシテ、今後中小企業ノ活躍ニ期待スル所ガ甚大キイノデアリマス。ガ、中小企業ハ、其ノ規模、形態其ノ他性質上之ヲ放任致シテ置キマシタノデハ、其ノ健全ナル發達ヲ見マスコトガ困難ナ事情デアリノデアリマス。

中小企業ノ振興方策ヲ致シマシテハ、色々ナ方法ガ考ヘラレルノデアリマス。ガ、先ヅ第一ニ之ヲ組織化致シマシテ、企業家ノ自主的團結ノ力ニ依リマシテ其ノ弱點ヲ補ヒ、協同一致シテ是ガ合理化、能率化ヲ圖ルヤウナ機構ヲ作ルコトガ肝要デアラウト存ズルノデアリマス。現在中小企業ヲ組織化スル機構ノ主要ナルモノト致シマシテハ、商工組合法ニ依ル統制組合及ビ施設組合ガアルノデアリマス。ガ、商工組合ハ戰時立法ノ一ツデアリマシテ、殊ニ統制組合ハ政府ノ戰時經濟統制機構ノ一環トシテノ役割ヲ擔ヒ、理事長ノ指導者原理ヲ中心トシテ強權的ニ運營スルヤウニ出來テ居リマシテ、戰後經濟民主化ノ趣旨ニ反スル點ガ多ク、組合關係者ノ間ニ於キマシテモ、是ガ改正ノ要望ハ非常ニ強イノデアリマス。

政府ト致シマシテハ此ノ際商工組合法、隨テ之ニ基ク統制組合及ビ施設組合ノ制度ヲ廢止致シマシテ、之ニ代ツテ新タニ關係商工業者ノ相互扶助ノ精神ニ基ク自主的協同ノ組織タル商工協同組合制度ヲ設ケ、此ノ新シイ組合制度ノ民主的運營ニ依リマシテ、今後ノ新經濟情勢ニ對處致シタイト存ジマシテ、今回本法案ヲ提出致シタ次第デアリマス。尙ホ詳細ハ委員會等デ申上ゲルコトニ致シタイト存ジマス。ガ、何卒御審議ノ上速カニ御協賛ヲ與ヘラレシコトヲ望ミマス(拍手)。

○議長(山崎猛君) 質疑ノ通告ガアリマス、順次之ヲ許シマス——加藤一雄君

〔加藤一雄君登壇〕
○加藤一雄君 昨今上程ニ相成リマシタ商工協同組合法案ニ付キマシテ質問致シマス、御承知ノ通り從來我が國ニ於キマスル商工業ハ、濫立ヲ致シマシテ、其ノ間常ニ無謀ナル競争ガ行ハレマシタ、往々ニシテ其ノ倒レノ傾向ヲ馴致致シマシテ、其ノ發達ヲ阻礙致シマシタコトハ屢々デアリマス。

〔議長退席、副議長登壇〕
今同政府ハ、世界第二次戰爭後ニ於キマスル世界經濟ノ動向ノ特色ノ一ツデアリマス。協同的ニ生活水準ノ維持向上ヲ圖ラントスル思想ノアルコトヲ攝取セラレマシテ、其ノ協同的精神ニ基キマシテ商業及ビ工業ノ合理化ヲ圖リ、以テ戰後我が經濟ノ再建ニ資セントセラレマシタ努力ニ對シマシテハ、滿腔ノ敬意ヲ贊意ヲ表スルニ吝デハゴザイマセヌ、併シナガラ如何ニ法案ノ精神ガ立派デゴザイマシテモ、之ヲ運用スルニ當リマシテ、其ノ方法ヲ誤ルニ於キマシテハ、一片ノ反古ニナルコトモ過去ノ經驗ニ徴シマシテ明カデアリマス、此ノ意味ニ於キマシテ、私ハ以下數點ニ付キマシテ政府ノ所信ヲ伺ツテ置キタイノデアリマス。

先ヅ第一ニ御伺ヒ致シタイ點ハ、昨年九月二十四日附、日本國政府ニ對シ聯合軍最高司令部ガ發シマシタ指令ハ、我が經濟再建ニ關スル根本方針デアツタト私ハ確信致シテ居リマス、然ルニ本指令受領後將ニ一箇年ニ垂ントスル今日、政府ハ之ニ對スル成果ハオロカ、腹案モ持ツテ居ナイト云フコトガ、先般商工經濟會法ヲ廢止する法律案ヲ審議スルニ當リマシテ明カニ相成リマシタ、又國務大臣ハ本議場ニ於キマシテ、經濟安定本部ハ新タニ設置セラレタ機關デアルカラ只今計畫立案中デアルトノ答辯ヲ致サレテ居リマス、思ハザルモ甚ダシイ、我が國ノ官廳組織ハ、太政官布告以來、時ニ起伏興廢ハアリマシタガ、連綿トシテ今日マデ續イテ居ルコトハ諸君ノ御承知ノ通りデアリマス、新タニ設立セラレタルガ故ニ現在計畫モ何モ持タヌト云フコトハ言語道斷、國政ハ寸時モ忽セニスベキモノデハゴザイマス、國民タル者ハ噫然ト致シテ居ル次第デアリマス、御承知ノ通り我が國ノ國土ハ今日非常ニ狹小ニ相成リマシタ、人口ハ非常ニ過剰デアリマ

ス、若シ之ヲ此ノ儘ニ放任致シテ置キマスナラバ、假令外來ノ政治力、經濟力ノ壓迫ガナクとも、我が民族ハ自然力ノ淘汰ニ依リマシテ、コノ百年ヲ出デズシテ、今日北海道ニ住マツテ居ル「アイヌ」人ニナツテシマフコトハ必然デアリマス、斯ク弊癘ヲ亂打致シマスル私ノ言ヲ、政府ハ馬耳東風視セラレカドウカ、政府國民トモ、今日一大猛省ヲ致スベキ重大時期デアルト私ハ考ヘマス、此ノ點ニ對シマシテ敢テ幣原國務大臣ノ御答辯ヲ戴キタイノデアリマス。

第二點ハ、私ハ過去二十七年間中國問題ヲ研究致シテ居リマス。ガ、此ノ研究ヲ中心ニ致シマシテ、將來東亞各地ニ於キマスル工業化ト日本經濟ノ將來ニ關シマシテ御伺ヒ致シマス、從來我が國ハ東亞ニ於キマシテ、各地カラ工業原料ヲ輸入致シマシテ、是等地域ニ工業製品ヲ輸出致シマシタ所謂工業先進國ノ特質ヲ持ツテ居リマス、然ル所歐米ニ對シマシテハ、生絲、茶、其ノ他農産物ヲ輸出致シマシテ、機械類、化學製品等ヲ輸入スル所謂工業後進國ノ性格ヲ有シテ居ツタノデアリマス。

ルガ今同ノ大東亞戰爭ノ結果、東亞ニ於キマスル我が國ノ地位ハ全ク逆轉ヲ致シマシタ、其ノ上ニ我が國ノ今日ノ東亞ニ於キマスル地位ハ、英米資本主義ト「ソ聯」共產主義トノ接觸スル地帯ニ位シテ居リマス。關係上、今日經濟再建、政治再建、文化再建等各般ニ互リマシテ幾多ノ重要ナ問題ヲ醸シ、又釀サントシツ、アル傾向ガ見エルノデアリマス、之ヲ只今經濟問題ニ付テ考ヘテ見マスルナラバ、所謂中國ノ「イン」ド等ニ於キマシテハ急速ナル工業化ト云フモノガ豫想セラレテ居リマス、

是ガ若シ我ガ國ノ將來ノ工業ニ、又ハ經濟ニ、ドレダケノ影響ガアルカト云フコトヲ算ヘテ見マスレバ、凡ソ次ノヤウナ點ガアリマス

第一ハ、商工大臣ハ能ク御聽取リ戴キタイノデアリマスガ、若シ是等地域ノ工業化ガ繼續工業等ニ向ケラレリニ於キマシテハ、我ガ國ノ從來ノ輸出ノ大宗デアリマス綿絲布其ノ他ニ付キマシテモ、相當ノ打撃ヲ受ケルコトハ申スマデモゴザイマセス、第二點ハ、是等地域ノ工業化ガ急速ニ進展スルト云フコトニナリマスレバ、從來得テ居リマシタ工業原料ハ非常ニ入手ガ困難ニナル、而モ今日我ガ國ハ外地ノ喪失、勢力範圍ノ喪失ニ依リマシテ、工業原料ノ入手ガ非常ニ窮屈ニナツテ居ルコトハ、商工大臣モ特ニ御勘考ノコトト私ハ考ヘテ居リマス、第三點目ハ、將來日本ノ工業ノ輸出力ト云フモノガ、從來アリマシタヤウナ低價ノ勞働力ニ依ツテノミ立ツモノト考ヘテ行キマシタナラバ、東亞各地ニ於キマシテハモット日本ヨリヨリ安イ工業勞働力ガウヅヤ、シテ居ル結果ハ、日本ノ輸出力ニ於キマシテモ非常ニ打撃ヲ蒙ムルコトニ相成リマス、第四點目ハ、戰災ニ因リマシテ國土及ビ各種施設ハ荒廢ニ歸シテ居リマス上ニ、機械工業、化學工業ト云フモノガ賠償ノ對象ニナツタ關係上、是等ノ製品ハ非常ニ減少致シマシタ、東亞各地ニ對シマス輸出力ト云フモノハ減退ヲシタ、中國ノ工業化ガ急速ニ進展スルコトニナリマスレバ、必然的ニ歐米ニ對シマシテ資本或ハ機械技術等ヲ求メルコトニナルコトハ今日ノ東亞ノ狀況ニ於キマシテハ必然ト私ハ考ヘマス、左様ニナリマスレバ、結果ト致シマシテ我ガ生絲、

茶等ノ輸出貿易ハ、其ノ而ニ於テモ非常ニ削減ヲ來ス結果ニ相成ルト云フ確信ヲ私ハ持ツテ居リマス、次ニ商工大臣ニ、運輸大臣ハオイデニナリマセヌガ、特ニ御勘考戴キタイ點ハ、造船業ハ今日非常ニ制限ヲ受ケテ居リマス、又商船隊ハ毀滅ヲ致シマシタ、隨ヒマシテ自國船舶ニ依リマシタ所ノ輸送ノ利益ト云フモノハ喪失致シタ、加之東亞ニ於キマシテハ經濟ノ基礎ト致シマシタ農業ヲ主體ニ致シテ居リマス、而モ此ノ農業ハ封建的デアルト云フコト、零細農業デアルト云フコト、水田農法デアルト云フコト、其ノ他各方面ニ於キマシテ我ガ國ノ農業ニ類似スル點ガ多クゴザイマス、此ノ點ハ將來東亞ニ於キマシテ分業ヲ設定スル上ニ於キマシテハ、極メテ困難ナル問題ヲ惹起スルト私ハ思ツテ居リマス、只今拾ヒ上ゲテ參リマシタ諸問題ヲ解決スルガ爲ニハ、何ト申シマシテモ中國ト緊密ニ連繫ヲ致シマシテ、是ト友好善隣ノ關係ヲ締結スルヨリ外ニ途ハナイト、私ハ是レ亦確信ヲ致シマス、我ガ國ハ政府モ國民モ共ニ過去ニ於キマスル對華政策ノ失敗ニ鑑ミマシテ、凡ユル角度ヨリ中國ヲ正當ニ研究理解スルコトノ緊要ナルコトヲ痛感致シマス、敢テ商工大臣ニ御尋ね致シテ置キマス

第三點ハ中小工業ニ對スル問題デアリマス、中小工業ヲ以テ敗戦後ノ經濟再建ニ資セントスル所ノ政府ノ御答辯ハ、臨時物資需給調整法ノ委員會ニ於キマシテモ、陸國務大臣、商工大臣共ニ御明言ニナツテ居リマスカラ、諄々シク是ニハ言及ヲ致シマセヌガ、此ノ中小工業ノ再建ノ方途ニ關シマシテ政府ニ警告ヲ發シテ置キマス、ソレハ外デモゴザイマセス、中小工業ハ過去ニ

於キマシテ國民生活物資、貿易物資ヲ生産致シテ居リマシタ關係上、是ガ今日都市ニ集中致シテ居リマシテ、非常ニ損害率ガ多クゴザイマス關係モアリマシテ、今日及ビ將來ニ對スル民生安定、貿易振興上極メテ重大ナル問題ガ茲ニ投ガ掛ケラレテ居ル、此ノ問題デアリマス、左様ニ考ヘテ參リマス時ニ、中小工業再建ノ方途ハ、單ニ中小工業ノ自體ノ問題トシテ考フベキ問題デハナイト私ハ思ヒマス、世界經濟ハ勿論、日本經濟全體トシテ一環、此ノ一環性ノ下ニ適當ニ解決セラルベキ問題デアアルト私ハ考ヘマス、換言致シマシタラバ、世界經濟ノ動向カラ考ヘマシテ、我ガ國ノ貿易ガ將來ノ程度マデ許サレカト云フコト、是ガ決定致シマスル時ニ、日本經濟ノ構造ガハツキリ致シマス、日本經濟ノ構造ハ將來農業ト工業ノ組合セガドウ云フヤウニナルカト云フコトデアリマス、斯様ニ各種ノ事實ヲ勘案致シマシテ、ソコデ初メテ中小工業ノ再建ノ方途ト性格トガハツキリ致スト私ハ確信ヲ致シマス、商工大臣ノ御答辯ヲ求メテ置キマス

次ニ、左様ニ許サレマシタル中小工業ノ再建ト育成對策ニ付キマシテ、商工大臣ニ御伺ヒ致シマス、其ノ第一ハ技術的ニ見、或ハ經濟的ニ見マシテ、中小工業ノ今後育成ニ適スル業種ガ相當今日殘ツテ居リマス、其ノ業種ニ付キマシテハ、大企業ノ獨占ヲ禁止スル措置ガ十分ニ執ラレコトガ肝要ト考ヘマス、次ニ大東亞戰爭ノ終戦時ニアリマシタ大企業ト下請工場ノ關係デアリマスガ、アノヤウナ體タラハ、斷ジテ新日本ノ經濟再建ハ私ハ能リナラヌト考ヘマス、故ニ中小工業ノ大企業ニ

對スル下請關係ヲ再檢討セラレマシテ、中小工業ニ合理的ナル性格ヲ附與セラレ、大企業ガ技術的ニモ經營的ニモ常ニ中小工業ヲ指導育成スルノ組織ヲ確立セラレンコトヲ望ンデ已ミマセヌ、第三點目ハ非常ニ低價技術水準ヲ向上致シマシテ、勞働力ノ維持改善ヲ圖ルト云フコトデアリマス、終戦ノ結果不要トナリマシタル技術者、熟練勞働者、機械ハ相當市場ニゴザイマス、之ヲ今日中小工業ニ割愛ヲ致シマシテ、是ガ技術向上ヲ圖ルト云フコトモ目下ノ急務ト考ヘマスルガ、政府ノ御所見ハドウカ、第四點目ハ、中小工業ノ從來ノ地方ノ指導機關ハ工業試験所デアツタト私ハ考ヘマス、工業試験所ガ大東亞戰爭中ハ勿論、ソレ以前ニ於キマシテモ我ガ國中小工業ノ技術經營ニ關シマシテ偉大ナル力ヲ及ボシタト云フコトハ、私ハ見逃ス譯ニハ參リマセヌガ、考ヘテ見マスルニ、中小工業ハ其ノ基礎ニ於キマシテモ非常ニ貧弱デアリマスシ、資本ノ力ニ於キマシテモ非常ニ薄弱デアリマス、自分ノ獨力ヲ以テマシテ自分ニ必要ナル技術經營ニ關スル一大研究機關ヲ設置スルト云フコトハ望ミ薄デアリマス、サレバ今日政府ハ中小工業ノ技術經營ニ關シマシテ推進ヲスル爲ニ、差當リ現在ゴザイマスル工業試験所ノ組織ヲ擴充強化シテ、之ニ優秀ナ技術者ノ配屬ヲ斷行シテ戴キマセウシ、地方ノ技術者ノ不完全ナル者ノ再教育モ御願ヒ致シマシテ、中小工業ノ技術經營ガ格段ノ進歩ヲ遂ゲルヤウニ御配慮ヲ願ヒタイ、又當ニ研究ノ目標ヲ國土、資源ノ徹底ノ開發利用、低劣ナル技術水準ノ向上ニ依リマシテ、貿易ヲ維持發展セシメルコト、低廉ナル勞働

力、低價生活水準ノ解消スルコト、消費生活ノ合理化、改善ヲ致シマシテ、國民生活ノ内容ヲ豐カニスルヤウニ、政府ノ特段ノ御留意ガ此ノ點ニモ願ヒタイノデアリマス、取分ケ從來日本ノ缺點ト見做サレテ居リマシタ技術ノ發達ニ關シマシテ、洵ニ困ツタ現象デアリマス中間試験ノ組織デアリマス、實用化、試験研究ノ組織、之ヲ政府ハ如何ニ莫大ナル費用ガ掛リマセウトモ、今日戰爭ヲ放棄シタ日本デアリマスカラ、軍備ニ充當致シテ居リマシタ費用ヲ此ノ方ヘ割カレテ、中間工業試験組織ヲ確立ヲ一日モ早ク現内閣ノ力ヲ以テ御宣明ガ願ヒタイ、之ヲ特ニ御願ヒヲ申上ゲテ置キマス

次ニ育成ニ關シマシテ申上ゲタイ點ハ、今日「クレデット」ヲ設定スルト云フコトハ、國際關係カラ眺メマシテ洵ニ困難ナル問題デゴザイマス、而モ惡性「インフレ」ハ峻クシテ進行致シマス、惡性「インフレ」ヲ「ストップ」セシメンガ爲ニハ、生産ヲ極力再開スル必要ガゴザイマス、而モ原料ガナイ、ソコデ政府ハ今日聯合軍司令部ニ對シマシテ、原材料ノ貸與、又ハ再輸出商品ノ爲ニ用ヒル原材料トシテ輸入方ノ懇請ヲ願ヒマシテ、一日モ早ク此ノ方面ノ生産ガ再開出來ルヤウニ御高配ニナル御意思ガアルカドウカ、此ノ點モ伺ツテ置キタイノデアリマス

次ニ「フォード」ノ經營方法ヲ採擇致シマシテ、中小工業ノ育成指導ニ當ル意思アリヤ否ヤト云フコトデアリマス、「フォード」ノ經營方法ハ、第一ハ事業ノ成功ハ一ニ手腕ノ功績トニ依ツテ要員ヲ起用スルニアルコト、第二ハ良品ノ薄利多賣ハ利益デアルト云フコト、第三點目ハ迅速ナル生産ハ資本ヲ要ス

ルコト少キコト、第四番目ハ時間及ビ
努力ノ節約、設備ノ發達スルニ從ヒマ
シテ、労働者一人當リノ生産ハ無制限
デアルト云フコト、第五番目ハ出來高
拂ト致シマシテ資金ニ制限ヲ附セザル
方ガ宜シト云フコト、第六ハ競争業
者間ノ意見ノ交換ヲ促進スルコト云フコ
ト、第七番ハ無駄ヲ省クコト、第八番
目ハ労働者ノ福祉ヲ増進スルコト、第
九番目ハ調査研究ハ進歩ノ母デアリト
云フコト、此「フオーード」ノ經營方法
ヲ移シテ以テ日本中小工業ノ育成指導
ニ當ラレコトガ、私ハ目下ノ急務ト
考ヘルガ、政府ノ御方針ハ如何デアリ
マスカ、商工大臣ノ御所見ヲ承ツテ置
キマス(長過ギルゾト呼ブ者アリ)

第四點ハ中小商業ノ問題ニ付テデ
リマス、昭和五年十月一日現在、日本
ニ於キマス商業従事者ノ數ハ四百四
十六萬人、昭和十九年度ニ於キマス
其ノ數ハ二百二十二萬人デアリマス、是
ハ軍需工業ニ轉身シテ行ツタ者ガ相當
ゴザイマスガ故ニ、此ノ減少ヲ見タノ
デゴザイマスガ、終戦後ノ今日ハドウ
デアリマセウカ、資本ヲ餘リ要シナイ
露店商業ハ多クノ人間ガ趨リツ、ゴザ
イマス、而モ軍需工業ノ解體ニ伴ヒマ
シテ不要トナリマシタ人間ガ、多數中
小商業ノ方面ニ趨ル傾向ガ今日見受ケ
ラレマス、昭和五年頃ノ中小商業ノ泥
濫期ヲ又今日再現スルノ盛況デアリマ
ス、私ハ此ノ中小商業ノ發生ノ原因
ハ、中小工業ト同様ナル經濟的基盤カ
ラ發生スルモノト考ヘマスガ故ニ、單
ニ中小商業ノ解決ノ方策ハ、中小商業
ソレ自體ノ問題トシテ御考ヘニナツテ
ハ大間違ヒガ起ル、經濟全體ノ問題ト
シテ御考ヘ願ヒタイ、ソレガ爲ニハ中
小商業ニ組合組織ヲ結成セシメルコ

ト、左様ニ致シマシテ大企業ガ持つテ
居リマス合理性ニ漸次近接セシメルコ
ト、是ガ今日中小商業ヲ救フ最大ノ課
題ト私ハ考ヘテ居リマス、政府ノ所見
ヲ承ツテ置キマス

又農林大臣ハ要求致シテ居リマシタ
ガ、オイデガゴザイマススカラ、商工
大臣ト農林大臣ニ御尋ね致シテ置キマ
スガ、戦時中ニ出來マシタ食糧營團
ハ、將來消費組合の組織ニ移行スルモ
ノト私ハ豫言致シテ置キマスガ、御所
見ハドウカ、併セテ承ツテ置キマス
次ニ大藏大臣ニ御伺ヒ致シマス、我
ガ國ガ將來世界經濟ニ復歸スルコトハ
必然ト考ヘマス、其ノ時ハ金爲替本
位制ヲ採擇スルコト云フコトハ、「フレ
トシ・ウツ」協定ニ照シテ明カデアリ
マス、今日政府ハ是ガ爲ニ採金業ニ對
シ如何ナル政策ヲ執ツテ居ラレカ、
日本銀行ノ倉庫ノ中ニ幾何ノ金塊ガ保
存セラレテアルカ、ハツキリ承ツテ置
キタイノデアリマス

○副議長(木村小左衛門君) 申合セノ
時間ガ過ギテ居リマス、御注意致シマ
ス

○加藤一雄君(續) アト石油ノ問題、
生産金融ノ問題、ソレカラ公定價格、
關行爲ノ問題、統計資料ノ問題、其ノ
他ゴザイマスガ、詳細ハ全部委員會ニ
譲ルコトニ致シマシテ、私ノ質問ハ之
ヲ以テ終了致シマス(拍手)

【國務大臣星島二郎君登壇】
○國務大臣(星島二郎君) 加藤君ノ御
意見ヲ加ヘラレツ、御質問ニナリマシ
タ點ハ、概ネ私モ同感デアリマシテ、
簡單ニ御返事シマスレバ、アナタノ
仰シアル通りニシタイ、斯ウデモ
申上ゲタイ位ニ思ヒマス(拍手)殊ニ
全體ノ農業ト工業トノ旨イ振合ヲ

付ケテ、日本ガ中小工業デ生キテ行
ク以外ニハ生キル途ガナイ、ソ
レヲ主體トシテ工業立國ト云フ
ヤウナ形ヲ取ツテ行クコトヲ本體ニシ
テ、ドウセハ是デ賠償物資ガ決定致シマ
シタリ、財界ガ整理ガ付イテシマヒマ
スレバ、度々此ノ議場デモ出マシタ如
ク、重工業等ハ數テ減シマシテ、殆ド
中小工業ガ主體ニナル譯デアリマスカ
ラ、之ニハモウ政府バカリデナク、全
力ヲ注イデ總テノ國民ガソコニ自覺ヲ
持ツテ行ク以外ニハ生キテ行ク途ハナ
イ、斯様ニ思フ譯デアリマス、ソレデ
アリマスカラ、ソレヲ助成スル爲ニ凡
ユル手段ヲ講ジタイ、ソレニ付テハ只
今加藤君仰セノ通り凡ユル手段ヲ講ジ
テ行キタイ、斯様ニ申上ゲタイと思フ
譯デアリマス、殊ニ加藤君ハ商工行政
ニハ多年研究ヲサレ、造詣ガ深いノデ
アリマシテ、敏意ヲ表スルモノデアリマ
スガ、概ネ金融面ニ付キマシテモ、
其ノ他ノ面ニ付キマシテモ、殊ニ技術
ノ高度化ト云フコトハ、從來日本ガ粗
製濫造ノ慣レテ居ツテ、非常ニ信用ヲ
失シテ居ツタ時代ガアルノデアリマス
ガ、今後ハ此ノ終戦後、中小工業ノ振
興ニ對シマシテハ、特ニ其ノ點ニ意ヲ用
ヒ、只今仰セノ工業試驗所ノ如キハ、
是ハ軍隊ガナクナツタノデアリマスカ
ラ、豫算面カラ言ヒマシテモ相當増額
致シマシテ、今回ハ殊ニ出費ガ多イカ
ラ要求致シマセヌケレドモ、今後斯ウ
云フ方面ニハ、皆様ノ應援ヲ得マシテ
相當増額シテ之ヲ立派ニシタイ、ソレ
デモマダ足ラヌケレバ、工業學校ヲ動
員シテ、サウシテ共々ニ手ヲ取ツテ行
キタイト云フヤウナコトナンカモ考ヘ
ラレマスルシ、又獨占ハ許サレマセ
ズ、從來ノヤウナ搾取ノ下ヲ請機關モ

改メテ、此ノ協同組合ヲ最モ宜ク利用
シテ行キマスレバ、相當補フ途ハアラ
ウカト思ヒマス、其ノ他色々御意見ノ
中ニ、殊ニ商業面モ從來ノ行キ方デ
ハ駄目ダ、共食ヒノヤウナ事變ノ前ニ
還ツタノデハ何モ意味ヲナシマセヌ
デ、是ハ適當ニ配列シマシタル、最モ
合理的ナル商業ノ運営ニ還ラシメタ
イ、ソレニハ此ノヤウナ組合ノ運用ガ
最モ適當カト考ヘラレマス、其ノ他諸
種ノ點ガアリマシタガ、私ハ只今申シ
タ如ク殆ド同感デアリマシテ、何レ委
員會ニ於キマシテ十分承ツタ上デ參考
ニ資シタイと思ヒマス(拍手)

【國務大臣男爵幣原喜重郎君登壇】
○國務大臣(男爵幣原喜重郎君) 只今
加藤君ヨリ私ガアリマスルノデ、一寸其
ノ點ヲ御答ヘ申上ゲマス、政府ハ終戦
後經濟的復興ノ圖ランガ爲ニ日夜苦心
ヲ致シテ居ルノデアリマス、是ガ爲ニハ
種々ノ方面ヨリ見マシテ、必要ナル對
策ヲ講ジテ居ル積リデアリマス、之ニ
關スル種々ノ法案ガ議會ニ提出サレマ
シテ、皆様ノ御研究ヲ煩ハシテ居ルコ
トモアルコトハ御承知ノ通りデアリマ
ス、隨ヒマシテ加藤君ガ申サレマシタ
通り、私ハ此ノ經濟物價ノ問題ヲ、何
ダカ馬耳東風ノ態度ヲ以テ、日ヲ曠シ
クシテ居ルコト云フヤウナコトハ絕對ニ
アリマセズ、此ノ點ハドウカ御安心ヲ
願ヒマス(拍手)

○副議長(木村小左衛門君) 加藤君、
此ノ程度デ宜シウゴザイマスカ

○加藤一雄君 大藏大臣ノ御答辯ヲ
……

ハ、我が國ノ經濟狀態ガ一時モ速カニ
復興振起致シマシテ、仰セノ如ク一時
モ早ク「フレトシ・ウツ」協約ニ參加
ノ出來ルヤウニナリマシテ、雖テ金本
位ニ復歸ノ時期ノ至ランコトヲ期待
シ、且ツ努力致シテ居ル次第デアリマ
ス(拍手)尙ホ御尋ねノ日本銀行ニ於ケ
ル金塊ノ高ニ付キマシテハ、關係筋ノ
達シノ趣旨モゴザイマスノデ、此處デ
公表致スコトノ出來ナイノヲ甚ダ遺憾
ト致シマス(拍手)

○副議長(木村小左衛門君) 加藤君、
宜シウゴザイマスカ

○加藤一雄君 宜シウゴザイマス、詳
細ハ委員會ニ譲リマス

○副議長(木村小左衛門君) 九鬼紋十
郎君

【九鬼紋十郎君登壇】
○九鬼紋十郎君 本日上程セラレマシ
タル所ノ商工協同組合法案ニ付テ若干
ノ質疑ヲナシ、政府ノ明確ナル御答辯
ヲ御願ヒシタイト存ジマス
抑モ本案提出ノ理由ニ依リマスルト、
「我が國産業の急速な再建を圖るため、
中小企業を組織化し、その自主的協同
に依り企業の合理化を行ひ、以て産業
の振興を促進しなければならぬ緊急
の必要がある。」ト云フノデアリマスル
ガ、全案ヲ通觀スル時、其ノ狙ヒトス
ル所、又ハ其ノ法案ノ背景トナル所ノ
經濟思想ニ付テ、ハツキリシナイ點ガ
多クアルト考ヘルノデアリマス、本案
ヲ一口ニ中シマシタナラバ、戦時中ニ
於ケル所ノ商工組合法中ヨリ其ノ統制
的規則ヲ排除シ、施設組合ノ分ヲ殘シ
タニ過ギナイ感ヲ受ケルノデアリマシ
テ、隨テ從來ノ商業組合法、工業組合
法ト類似ノモノトナツテ居ルノデアリ
マシテ、其ノ點甚ダ速成ノ物足リナイ

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

立法タル誇リヲ免レナイト考ヘルノデ
アリマス、抑々我が國ノ商業組合、工
業組合ノ發達ヲ見マスル時、資本主義
經濟ノ發達ニ伴フテ、大資本大企業ノ
壓迫甚ダシク、中小商工業者ハ其ノ自
衛上互ヒニ組合ヲ結成シテ、其ノ地位
ノ安定ヲ育成スルコトヲ企テ、其ノ後
マス、然ルニ滿洲事變以後、打撃戰
争ノ擴大ニ依リマシテ、中小商工業者
ハ非常ナ苦難ニ曝サレ、又犧牲ヲ強
要セラレルノ已ムナキ狀態ニ立至
ツタノデアリマス、終戰後一年、今ヤ
平和ノ建設ヲ爲シ、經濟ノ民主化ガ
必須ノ要請トナリ、殊ニ大企業大企業
ハ戰爭中ニ於キマシテ徹底ノ爆撃ニ因
ツテ甚大ナル損害ヲ被リ、又戰後ニ於
キマシテハ賠償問題或ハ國際關係等ニ
依リマシテ、非常ナ制限ヲ受ケルコト
ニナツテ參ツタノデアリマス、隨テ我ガ
國ノ産業ノ中樞ハ此ノ中小商工業者並
ニ勤勞者ノ雙肩ニ懸ツテ居ルト言ツテ
モ、何人モ疑フ餘地ノナイ事實デアリ
マス、唯今日注意シナケレバナラナイ
コトハ、準戰時時代又ハ戰時時代ニ於
キマシテ高マツテ參ツタ所ノ机上「ア
ラン」ニ依ル官僚統制ヲ排除シ、飽ク
マデ經濟民主化ノ中ニ占メル所ノ中小
商工業者ノ地位ト役割ヲ明カニシ、彼
等ヲシテ自發的活動ヲナサシメテ、其
ノ生産意欲ヲ彌ガ上ニモ高カラシメル
コトヲナケレバナラナイト考ヘルノデ
アリマス、ソレハ即チ曾テノ放漫ナル
自由主義經濟ニ還ルコトデモナケレ
バ、又戰爭中ニ於ケル所ノ誤ツタ統制
經濟ヲ繼續シテ行クコトデハ更ニナイ
ノデアリマシテ、今後我々國民ハ戰時
中ノ如キ此ノ統制地獄ノ中ニ呻吟スル
コトハ絕對ニ反對シナケレバナラナイ
ト考ヘルノデアリマス（拍手）而シテ經

濟人並ニ産業人ヲシテ、其ノ自己ノ責
任ノ上ニ立ツテ、自由ニ創意ヲ發揮セ
シメ、而モソレガ公共ノ利益ニ合致ス
ル性格ノモノデナケレバナラナイト考
ヘルノデアリマス、之ニ付キマシテハ
政府ハ出來ル限ケノ援助ヲ圖ラナケレ
バナラナイノデアリマス、行政のニ於テ
モ或ハ立法上ニ於テモ、彼等ノ活動ノ
妨ゲタル機構或ハ組織ヲ排除シ、或
ハ改革シ、立法上ニ於テモ彼等
ノ目的ヲ達成スル爲ニ十分ナル援助ヲ
シナケレバナラナイト考ヘルノデアリ
マス、例ヘバ物品稅ノ廢止、或ハ度量
衡ノ統一、規格ノ改正、最も重要ナル
問題ハ物價ノ改正デアリマシテ、此ノ
物價ハ今同物價廳ニ於テ調査決定セラ
ル、コトニナツテ居ルノデアリマスル
ガ、此ノ物價廳ガ眞ニ眞價ヲ發揮スル
ニ至リマスニハ、凡ユル統計調査ヲ蒐
集シ、又之ニ加フルニ熟達シタル所ノ
人的組織ヲ完成スルニアラザレバ、我
我ハ之ヲ期待スルコトハ出來ナイと思
フノデアリマス、而モ此ノ物價ノ問題
ハ焦眉ノ急ヲ要シ、生産ノ増強モ亦是
ナクシテハ行ハレナイノデアリマス
テ、假ニ誤ツタ所ノ物價ヲ制定シテ業
者ニ之ヲ強要シ、而モ刑罰ヲ以テ之ヲ
取締ラントスルガ如キハ矛盾モ甚ダシ
イノデアリマス、是コソ民主主義政治ニ
反シタル所ノ、「テロ」政治ノ再現デア
ルト言ツテモ私ハ過言デナイト考ヘル
ノデアリマス、尙ホ誤ツタル物價ガ眞
面目ナル業者ヲ萎縮セシメ、惡質業者
ヲシテ益々跋扈セシムル結果ニ陥ルコ
トハ周知ノ事實デアリマシテ、此ノ點
ヲ政府ハ十分ニ認識シ、迅速ニシテ而
モ實情ニ適シタル所ノ、適當ナル物價
ニ改正セラレンコトヲ要望スルノデア
リマス、斯クシテ宜シク經濟計畫全體

ノ枠ヲ定メ、其ノ中ニ占メル中小商工
業者ノ地位ト役割ヲ明カニシテ、以テ
日本經濟再建ノ礎ヲ築カレンコトヲ切
望致シマス、政府ハ抑々本法案提出ニ
當ツテ、中小商工業者ノ地位ト役割ニ
付テ十分ナル知識ト理念ノ御用意ガア
ツタカドウカ、此ノ點ヲ御伺ヒ致シタ
イト思ヒマス
次ニ總則第一條ノ概念規定ガ甚ダ消
極的ナ感覺ヲ受ケルノデアリマスガ、
重要ナル商工業法案トシテハモツト積
極的ニ、冒頭第一條ニ於テ其ノ趣旨ヲ
明カニスル必要ガアルト考ヘルノデア
リマス、例ヘバ商業、工業又ハ鑛業
ヲ營ムモノノ緊密ナル結合ニ依リ、其
ノ自主的、民主的發達ヲ促シ、組合員
相互ノ向上發展ヲ圖リ、進ンデ國民經
濟ノ興隆ニ寄與スルコトヲ目的トス、
ト云フヤウニ修正スルコトガ一層適切
ナリト考ヘルノデアリマスガ、此ノ點
ニ付テ政府ノ御所見ヲ承リタイノデア
リマス
第三ニ協同組合ノ名稱デアリマス、
協同組合ナルモノハ、經濟史上ヨリ見
マスニ、消費者又ハ小經營者ガ商業資
本ノ壓迫カラ解放サレントシテ組織シ
タノガ其ノ發端デアリマス、隨テ此ノ
中ニハ多分ニ非營利ノ觀念ガ含マレテ
居ルノデアリマス、消費組合、購買組合
モ一種ノ協同組合デアリマス、又從來
ノ工業組合ノ中ニハ、統制ヲ主トシタ
ル「カルテル」モアレバ、共同施設ヲ主
トシタル協同組合モ併存シテ居ルノデ
アリマシテ、此ノ商工業組合ノ歴史、
内容ハ相當複雑デアルト言ハナケレバ
ナリマセヌ、政府ハ抑々今後ニ於ケル
我が國商工業經濟ヲシテ、組合國家主義
ノ理念ノ下ニ之ヲ運営セシメヨウトシ
テ居ラレルノデアアルカ、若シ然ラズ

トスレバ、協同組合ナル名稱ハ、
商工業ヲ營ムモノノ組合名稱トシ
テハ誤解混同ヲ招キ、又範圍ガ限
定サレル嫌ヒガアルト言ハナケレ
バナリマセヌ、政府ハ此ノ際之ヲ明カ
ニシテ置カレル必要ガアルト思ヒマ
ス、此ノ點ニ付テ御伺ヒ致シタイノデ
アリマス
次ニ本案提出ノ理由ニ依リマス、
明カニ中小商工業者ヲ其ノ對象トシテ
居ルノデアリマスガ、法案ノ條文中ニ
ハ、特ニ中小企業或ハ中小商工業ナル
言葉ヲ發見シ得ナイノデアリマス、抑々
中小商工業ナル言葉ハ甚ダ常識的デ
アルト考ヘルノデアリマスガ、政府ガ
考ヘテ居ラレル中小商工業ハ、具體的
ニ如何ナル内容、範圍ヲ持ツテ居ルノ
デアアルカ、明カニセラレタイ、例ヘバ
紡績ノ如キ事業、或ハ貿易ノ如キ特殊
ナルモノモ、本案ニ於ケル組合中ニ取
扱ハレルカドウカト云ツタ點デアリ
マス
次ニ第五ニハ我が國ノ産業再建ノ爲
ノ綜合的ナル經濟産業計畫如何デアリ
マスガ、此ノ問題ハ度々皆サンノ質問
デモ觸レテ居ラレル所デアリマス、ヤ
ハリ中小商工業經濟ニ對シマシテモ綜
合的ナル計畫ヲ必要トスルノデアリマシ
テ、軍需補償打切り或ハ賠償問題等ニ
依ツテ、今後我々我が國ノ商工業ハ相當大
幅ノ修正ヲサレルコトト存ジマス、尙
ホ我が國ハ從來自給自足經濟ヲ營ムコ
トガ出來ナイノデアリマシテ、幾多ノ
重要ナル原料ハ之ヲ海外ノ輸入ニ俟ツ
テ居ルノデアリマスガ、此ノ重要ナル
原料ノ輸入ヲ仰ガナケレバ、我が國產
業ノ再建ハ又覺束ナイレト考ヘルノデア
リマス、我が國産業ノ再建ハ、此ノ重
要物資ノ輸入計畫ガ其ノ支柱ニナツテ

居ルト考ヘルノデアリマシテ、最も重
要ナルモノハ此ノ輸入計畫デアルト考
ヘルノデアリマスガ、之ニ付テノ見透
シハ出來テ居ルカドウカ、又續イテ我
ガ國ノ原料或ハ生産設備、勞務關係等
ニ依リマシテ、其ノ綜合的ナル計畫ヲ
立テナケレバ、此ノ商工業問題ハ單獨ニ
切離シテ考ヘルコトハ甚ダ無理デア
リ、又冒險デアルト考ヘルノデアリマ
ス、又特ニ今回失業問題ノ一環トシマ
シテ、中小商工業計畫ヲ立テルコトガ
必要デアルト私ハ考ヘルノデアリマス
ガ、是等ノ點ニ付キマシテ政府ハ其ノ
見透シガ出來テ居ルカドウカヲ承リタ
イノデアリマス
次ニ行政面ニ付キマシテ經濟安定本
部ノ問題デアリマス、今回經濟安定本
部ガ出來マシテ、其處ニ於テ今後ノ經
濟計畫ノ立案ガセラレルコトニナツテ
居ルノデアリマスガ、唯一點伺ヒタイ
コトハ、此ノ經濟安定本部ト經濟安定
會議トノ關係ニ付テデアリマス、即チ
經濟安定會議ノ性格デアリマスガ、私
見ニ依リマスレバ、此ノ經濟安定會議
ニ經濟計畫決定ノ最終最高ノ權限ヲ與
ヘ、寧ロ此ノ經濟安定本部ヲシテ諮問
機關タラシムル必要ガアルト考ヘルノ
デアリマス、而モ此ノ經濟安定會議ニ
ハ民間各層カラ多數ノ知識經驗者ヲ採
用スル必要ガアルノデアリマス、此ノ
點ヲ明カニシナケレバ、折角民間人ヲ
網羅シテモ、ソレハ無意味ナモノト化
シテシマフデアリマス、此ノ點ニ付
キマシテ政府ノ明カナル答辯ヲ伺ヒタ
イト思ヒマス
尙ホ此ノ經濟安定本部ハ其ノ存續期
間ガ一年ニナツテ居ルノデアリマス
ガ、今後ノ國家經濟ニ於テハ、綜合的
ナル計畫本部ガ必要デアルト思フノデア

ナル連絡ヲ保ツテ行ク譯デアリマスカラ、是等ニ最モ妥當ナ方策ヲ講ジタイト思ヒマス、又原料ノ輸入等ニ付キマシテハ仰セノ通りデアリマシテ、如何ニ組合ガ立派ニ出來マシテモ、原料ガナクテハ仕事ガ出來ナイ譯デアリマスルカラ、商工省ト致シマシテハ、此ノ經濟界ノ變動時期ニサヘモ特ニ原料ノ輸入ヲ懇請シテ居リマスルシ、又普段オ互ヒガ見返リ物資ヲ十分是デ造リマシテ、サウシテ早ク自由貿易ニ復歸スベク用意ヲシテ之ニ備ヘタイ、斯様ナ考ヘデ、此ノ協同組合ガトモスレバ貧弱ナル個々ノ力ヲ旨ク合セテ協力シテ是等ニ備ヘタイ、斯様ナ譯デアリマス、デアリマスルカラ、只今御意見ガ出マシテ失業對策等ニ付キマシテモ、昭和二十五年ニハ八千萬ニナルト云フ此ノ人口ヲ何トカシテ一ツ働カセテ行キタイ、ソレニハ御話ノヤウニ各都會地ハ殆ド壞レテシマツタノデアリマスルカラ、農村ニ工業ヲ加ヘテ、而モ家庭工業モ出來テ、ソレニ一脈ノ連絡ヲ保ツテ仕事ガ出來ルヤウニ、今回時計ノ如キ從來日本人ニハ慣レテ居ル仕事デアリマスルガ、ソレガトモスレバ賠償物資ニモ入りサウナンデス、斯ウ云フモノニ對シマシテハ、極力今後ノ中小工業ノ日本ノ姿ヲ説明シテ、サウシテ懇請ヲ致シマシテ、此ノ時計工業ノ如キガ家庭デ出來テ、而モ一定ノ規格ヲ備ヘテ行ケルヤウニ、此ノ協同組合法ヲ旨ク運用シテ行キタイ、斯様ナ考ヘデアリマス、又失業ヲ統計ノニ並ベテ見マスレバ相當出ラダラウト思ヒマス、殊ニ今度ノ賠償施設ノ撤去ニ付キマシテモ相當出ルト思ヒマスガ、之ヲ中小工業ニ依ツテ旨ク一ツ救フテ行キタイ、此ノ面ニ付テモ萬遺憾ナキヲ期

シテ行キタイト思ヒマス、臨時物資供給調整法ト是トノ連絡ハ直接ニハアリマセスガ、此ノ協同組合法ニ依リマシテ出來マシタ團體ガ極メテ民主的ナル團體デ、サウシテ指定ヲ受ケルヤウニナリマスレバ、隨テ調整法トノ間ニ一貫シタ連絡ガ出來ルヤウニナルダラウト思ヒマス、經濟安定本部ト經濟會議ノコトハ、國務大臣ガ居ラレマセスガ、是ハ經濟安定會議ニ依リマシテ決定シタモノヲ、安定本部總裁タル總理大臣ガ之ヲ決定サレコトト思フノデアリマスルガ、ソレ等ニ對シマシテハ何レ他ノ機會ニ於キマシテ十分御説明ヲ致シタイト思ヒマス(拍手)

【政府委員上塚司君登壇】
○政府委員(上塚司君) 九鬼君ノ御質問ニ對シマシテ總括シテ御答ヘヨ申シマス、戰後ニ於ケル我が國經濟ノ再建ハ、財閥、大企業等解體ノ後ヲ受ケマシテ、堅實優秀ナル中小工業ノ奮闘努力ニ俟タネバナラスコトハ申スマデモナイ所デアリマス、而シテ是ガ育成助長ニ付キマシテハ、資材、勞務、資金等ノ各般ニ互リマシテ遺憾ナキヲ期シテ居リマスルガ、就中大藏省トシテハ金融ノ方面ニ於テ出來ルダケノ援助ヲ致シタイト考ヘテ居ル次第デアリマス、即チ是等中小工業ニ對シマスル金融所ノ金融機關ヲ促進致ス所存デアリマスガ、萬一是等ノ金融機關ニ於テ通常ノ方法ヲ以テ融資ヲ困難ト致スモノニ付テハ、今回新タニ設ケラレマシタ所ノ復興金融庫ニ於テ圓滑迅速ナル融資ノ方途ヲ講スル考ヘデアリマス、即チ復興金融庫内ニ、中小商工業ニ對スル金融又ハ相談ニ應ズル爲ニ、中小商工業融資事務ヲ負擔シマスル所ノ

部課ヲ設ケルカ、又ハ常設ノ相談部ノ如キモノヲ設ケマシテ指導致シマスル外、全國ニ互ツテ復興金融取振機關トシテ、興業銀行本支店ノ外ニ、代理店トシテ、興業銀行本支店約八十、北海道拓殖銀行支店七行、商工中央金庫本支所、出張所合セマシテ十四等ノ代理店又ハ取扱店認メマシテ、全國ノ主ナル都市ニハ必ズ金庫ノ店舖ヲ置キヤウニ致スコトニナツテ居リマス、是等ノ店舖ハ一件五十萬圓マデハ其ノ店舖限リデ融通シ得ル權限ヲ有シテ居リマス、其ノ目標トスル所ハ勿論中小商工業ニアル次第デアリマス、特ニ商工中央金庫ヲ代理店ニ加ヘマスコトハ、商工組合ニ對シマスル所ノ金融ノ重要性ヲ認メテ居ルカラデアリマス、以上ノ方法ヲ以テマシテ、大藏省ト致シテノ商工業ニ對スル援助ノ方法ト致ス考ヘデアリマス(拍手)

○副議長(木村小左衛門君) 國務大臣ハ貴族院ニ於テ只今答辭中デアリマス、仍テ橋井政府委員ガ代ツテ答辭ヲ致サレル管デアリマス——橋井政府委員
【政府委員橋井眞君登壇】
○政府委員(橋井眞君) 經濟安定本部ニ對シマスル二點ノ御質問ニ付キマシテ御答申上ゲマス、經濟安定會議ヲ重視シ、今後ノ經濟安定政策ノ最高ノ權威アルモノヲラシムベキデアルト云フ御趣旨ニ付キマシテハ、全ク同意見デゴザイマス、隨ヒマシテ本會議ノ構成並ニ其ノ實際上ノ運営ニ付キマシテハ、此ノ趣旨ニ則ツテ行ク方針デゴザイマシテ、建前上經濟安定會議ハ諸機關ト云フコトニ相成ツテ居リマスガ、其ノ決定致シマシタ事項ハ十分ニ之ヲ尊重致シマシテ、今後經濟安定施

策ヲ立テ、之ヲ運営致シテ行ク場合ニ尊重シテ行クト云フ方針デゴザイマス
次ニ經濟安定本部ノ期限ノ問題デゴザイマスガ、是ハ一應ハ一年ノ期限ヲ以テ存続スベキデアルト云フ期限附ノ許可ガ最高司令部カラ下ツテ居リマス、併シ今後ノ我が國經濟ノ種々ノ事情ニ應ジマシテ、必要ガゴザイマス場合ニハ、御質問ノ御趣旨ノ方向ニ依リマシテ、所要ノ措置、手續ヲ執ツテ行クベキモノデアルト考ヘテ居リマス、又安定本部ノ組織ノ充實ニ付キマシテノ御意見モ御尤モノ次第デゴザイマシテ、折角安定本部ノ内容ヲ充實致シ、活潑ナ實績ヲ擧ゲルコトニ努メント致スモノデゴザイマス、以上代ツテ御答ヘ致シマス

○副議長(木村小左衛門君) 九鬼君、宜シウゴザイマス
○九鬼紋十郎君 其ノ他ノ詳細ニ付キマシテハ委員會ニ於テ質問致シマス
○副議長(木村小左衛門君) 細田綱吉君
【細田綱吉君登壇】
○細田綱吉君 先程上程サレマシタ商工協同組合法案ニ付キマシテ、社會黨ノ立場カラ質問致シマス
敗戦後ノ日本ノ經濟ノ再建ハ、誰ガ考ヘマシテモ我が國ノ目下ノ至上命令デアリマス、廢墟ノ中カラ、蓄積資本ガ殆ド零ニ等シイ、而モ一國ノ經濟ガ多額ノ公債ニ依ツテ賄ハレテ居ル日本ノ經濟ノ再建コソハ、日本ノ國民ニ取ツテ一大課題デアルト共ニ、又一大試煉デアリマス、「ボツダム」宣言ノ忠實ニ履行サレマスル所、財閥ハ完全ニ解體サレナクテハナリマセス、隨テ日

本ノ企業ハ、將來好ムト好マザルトニ拘ラズ、大財閥ノ自由ナ投資ニ依リ生産再開ハ既ニ其ノ機能ヲ失ツテ居リマス、今後ノ日本ノ生産コソ中小企業ニ依リ所願ル大ナノデアリマス、併シナガラ高度ノ資本主義大企業生産ニ比シテ、中小企業ガ遜色ノナイ生産ヲ發揮スル爲ニハ、是等ノ企業ノ再編成ガ合理的ニナサレテコソ、初メテ大企業生産ニ比スル生産ヲ維持スルコトガ出來ルノデアリマス、是コソ我が國目下ノ急務デアリマス、然ルニ我が國從來ノ政策ハドウデアッタカト申シマスルト、大企業ニ重點ヲ置イテ來タコトモ亦間違ヒノナイ事實デアリマス、隨テ是等ノ指導機關ヲ見マシテモ、戰前ニ於ケル商工會議所、戰中ニ於ケル商工業會或ハ商工組合等ハ、何レモ大企業家若シクハ大會社ノ代表者ガ其ノ指導ノ地位ヲ占メマシテ、中小商工業ヲ號令シテ來タコトモ事實デアリマス、併シソレニモ拘ラズ、長イ間我が國ノ中小商工業者ガ我が國産業界ニ於テ重要ナ役割ヲ果シテ來タコトハ、各年次ノ生産指數ヲ見テ、更ニ之ヲ大工場生産ト中小工場生産トニ分析シテ見マスナラバ一日瞭然デアリマス、輸出ノ面ニ於キマシテモ、「メリヤス」、雜貨類ガ、農民ノ生産スル生絲ト共ニ其ノ王座ヲ占メテ參リマシタコトヲ見マスルナラバ、今後ノ日本經濟ノ再建ニ是等中小商工業者ノ果シテ役割ハ、正ニ決定シタル中サナクテハナリマセス、隨テ戰後經濟ノ再建ハ、中小企業ヲ根幹トシテ日本ノ經濟ヲ編成シナクテハナラナイコトモ亦論ヲ俟タナイ所デアルト存ズルノデアリマス、併シナガラ大企業ニ比シマシテ、生産能力ガ動モスルト低イ中小企業ガ「インフ

レ・シヨシ」ノ壓迫ヨリ、或ハ資材ノ入手難、或ハ勞賃ノ昂騰、或ハ資金ノ融通難等ノ惡條件ニ抗シマシテ、果シテ將來ノ日本ノ生産ヲ是等中小商業者ガ背負ツテ立チ得ルデアリマセウカ、ソコニハ一方ニ於テ重要産業ノ國營ガ考ヘラレルト共ニ、中小工業ノ協同組合化ヲ必然ナラシメルノデアリマス、我ガ黨ガ既ニ重要産業ノ國營ヲ立憲以來ノ政策トシテ居ルノモ、即チ日本ノ經濟ノ再建ガ是ナクシテハ不可能ナルガ故デアリ、中小工業ノ協同組合化ヲ叫ブノモ、統一ノナイ中小工業ニ統一性ヲ與ヘテ、綜合的ナ機能ト全體的ナ調整ノ上ニ、更ニ高度ナ生産性ヲ基礎付ケンツスルモノニ外ナラナイノデアリマス（拍手）斯カル觀點ニ立チマシテ、左記數點ニ付テ政府ノ御所見ヲ伺ヒタイノデアリマス

先づ第一ニ商工協同組合ノ理念及ビ今後ノ進ムベキ指導精神ニ付テ御伺ヒシタイノデアリマス、協同組合ハ其ノ歴史のナ過程ヲ見ルマデモナク、明カニ其ノ本質ニ於テ利潤ヲ否定シテ居リマス、然ルニ現在ノ中小商工業者ハ利潤ヲ否定シテハ成立チマセヌ、ノミナラズ業者ハ長イ間對立競争ノ裡ニ成長シテ來タノデ、極メテ協同ノ意識ニモ乏シク、又協同ノ行爲ト協同ノ計算ニモ全く未經験デアリマス、隨テ眞ニ協同組合ノ發達ヲ冀フナラバ、偶々ノ利潤ヲ拋棄シテ、全體ノ中ニ自己ノ利益ヲ生カス協同ノ精神ヲ涵養シナケレバナラナイコトモ申上ゲルマデモアリマセヌ、隨テ協同組合ハ社會主義的ナ指導ト經營トニ基カナケレバナラナイモノデアツテ、資本主義的ナ營利追求ノ經營デハ、到底協同組合精神ニ基ク組合

ノ發達ハアリ得ナイノデアリマス（拍手）政府ガ若シ資本主義制度ノ維持ニ汲々トシテ、自由放任ノ中ニ中小工業者ヲ置イタナラバ、中小企業ノ生産能率ハ大企業生産ニ比スルコトガ出来ナイノミナラズ、財閥企業解體ノ後ヲ承ケテ、日本經濟ハ綜合的ナ機能ト社會的ナ均衡ヲ失シマシテ、遂ニ成立タナクナル處ガアルノデアリマス、政府ハ協同體組織ノ上ニ立ツ協同組合ノ本法案ノ提出ニ當リ、現在ノ協同觀念ノ稀薄ナ、サウシテ利潤追求ノ上ニ發達シテ來マシタ業者ヲ如何ニ指導シ、以テ此ノ矛盾ヲ解決スルカニ付テ御伺ヒシタイノデアリマス

第二ニ中小商工業ノ再編成ニ當ツテハ、適正な業種別ノ分布ト人員ノ配分トヲ必要トスルノデアリマスガ、政府ハ如何ニシテ是等ノ中小商工業ニ經濟的ナ秩序ト自主的ナ指導力ヲ與ヘ、以テ從來ノ如キ業界ノ混亂狀態ヲ避ケルノカ、之ヲ御同ヒシタイノデアリマス、從來中小商工業ノ組織ニハ何等ノ企畫性モナク、又統一シタル指導力モナク、濫立狀態ト言フヨリモ、寧ロ共食ヒ狀態ニ置カレテ居タノデアリマス、斯クノ如キ無秩序ナ中小商工業ハ、隨テ恐慌時代ニハ失業者ヤ過剰農民ノ救ハレ難イ「プール」ニナツテ居タコトハ、我々今尙ホ記憶ニ新タナル所デアリマス、時ノ政府ガ失業救済ヲ窮乏農村救済ノ対策ヲ著シク怠ケテ來タノモ、失業者ヤ過剰農民ノ斯ウシタ「プール」ニ中小商工業者ガサレテ來タト云フ其ノ點ニ依存シテ居ツタコトモ、蔽フベカラザル事實デアリマス、曾テ東京市役所ノ統計ヲ見マスルト、市民十六世帯ニ一軒ノ割合デ履物商ガアリ

マシタ、十二世帯ニ一軒ノ割合デテ荒物商ガアリマシタ、平均シテ見マスルト、二十八世帯ニ一軒ノ割合デ同一商品ヲ扱フ商店ガ稀ビシテ、隨テ是ガ競争シテ成立ツ筈ガナイ、何レモ一「ダンピング」ノ形ニ於テ其ノ生活ヲ營ンデ來タコトモ僅カ十年前ノ事實デアリマス、敗戦後ノ經濟界ハ、厚生大臣ノ言ハレマスル如ク、數百萬ノ失業者ヲ養ニ送リ出シテ參リマス、今ニシテ中小工業ニ、社會的ニ調整サレタ秩序ト、自主的ナ統制力ノアル組織ヲ以テ臨ムニアラズンバ、徒ラニ過去ノ愚ヲ繰返シ、日本ノ經濟ヲ混亂セシムルノミデアルト考ヘマス、然ルニ諷ツテ本法案ヲ見マスルナラバ、組合ニ對シテ任意加入モ出來マスシ、又任意脫退モ出來ル、又同一地區ニ於テ數箇ノ組合モ出來マス、隨テ斯クノ如キ間隙ニ乘ジ「マシテ、大資本ノ中小工業ニ對スル分割支配」コソハ、洵ニ好都合ナ條件下ニアリマス、又地域的ニ商工協同組合ヲ組織サレルト共ニ、業種別ニモ其ノ組織ガ考ヘラレナクテハナリマセズ、又組合加入及ビ事業ノ運営ニ付テ、大資本ト中小資本トノ間ノ調整モ考ヘラレテ居「マセズ」デ、團體加入ノ無制限タル自由ノアル所ニ、大資本ノ獨裁ガ十分ニ豫想致サレマス、此ノ儘デハ中小商工業ハ從來ノ如キ濫立ノ裡ニ大資本ニ奉仕シテ、商工協同組合ハ單ナル「總會」ニ終ルデアラウト考ヘラレマスルガ、政府ハ如何ニシテ社會的ニ調整サレタ經濟秩序ノ上ニ中小商工業ヲ編成サレントスルノカ、此ノ點ヲ御伺ヒシタイノデアリマス

第三ニ、後進資本主義國家トシテノ我が國産業ノ一特色デアリマスル家庭

的ナ手工業ヲ更ニ近代化シテ、是ガ生
 産力ヲ高メルト共ニ、現在尙ホ廣ク行
 ハレテ居リマスル封建的ナ徒弟制度ヲ
 如何ニ改善サレルカニ付テ御伺ヒシタ
 イノデアリマス、我ガ國ノ産業ガ、一
 部ニハ極メテ高度ナ近代工業トシテ發
 達シテ居リマスルト同時ニ、尙且ツ全
 國到ル處ニ封建的ナ徒弟制度ヲ擁シタ
 手工業ガ存在シテ居リマス、特ニ職前
 ノ日本經濟ノ主要部分ヲ占メテ居リマ
 シタ纖維工業、或ハ雜貨工業等ノ所謂
 輕工業、及ビ全國ノ商店ノ多クハ此ノ
 制度ノ上ニ立ツテ居ルノデアリマス、
 斯クノ如キ封建的ナ生産様式ヲ以テシ
 テハ、到底將來近代工業ニ拮抗
 シ得ナイコトモ亦論ヲ俟タナ
 イ所デアリマス、又是等手工業ノ下
 ニ、苛酷ナル勞働條件ニ泣ク三百萬ノ
 徒弟及ビ小店員ヲ解放スルコトコソ
 ガ、經濟民主化ノ第一歩デナケレバ
 ラスト考ヘマス、政府ハ近代のナ協同
 組合制度ニ依ル綜合力ニ依リ、是等手
 工業ノ近代工業化ヲ如何ナル方法ニ
 ツテ圖ラレルカ、封建的ナ制度ノ下ニ
 泣ク徒弟及ビ小店員ヲ如何ナル方法
 ニ依ツテ救ハレルカ、勞働基準法ガ布
 レマシテモ、一人或ハ二人或ハ五人ト
 云フヤウナ極メテ分散シタ是等ノ徒
 弟制度ハ、單ナル一法律ノ實行ニ依
 ハ救ハレ難イノデアリマス、此ノ點
 ニ付テ政府ノ御所見ヲ商工及ビ厚生
 大臣ヨリ御伺ヒシタイノデアリマス
 第三ニ中小商工業ノ金融對策ニ付テ
 御伺ヒ致シマス、中小商工業ヲ眞ニ振
 興シヨウトシマスルナラバ、先ヅ金融
 ニ付テ特別ナ措置ガ講ゼラレナクテハ
 ナリマセヌ、財産モ信用モ、大資本、
 大企業ヨリ見劣リノスル中小企業家ニ

手ヲ按クナラバ、當然銀行ハ財産ト信用ノアル大資本家、大企業家ニ偏重スルノハ、銀行ガ國營デナイ限りハ當然ノ勢ヒデアリマス、殊ニ資金ノ封鎖、貸付ノ制限下ニ於テ此ノ感ヲ深クスルノデアリマス、若シ之ヲ放任スルナラバ、或ハ又命令一本デ銀行ヤ商工中央金庫ニ託スルコトニ依ツテ足レリトスルナラバ、必ズ中小商工業者ハ金融資本ヨリ締出シテ食ツテ、タギルヤウナ創意モ工夫ヲ施スニ術ナク、大資本家ノ壓迫下ニ、貴重ナル體驗ト良心トヲ殺シテ之ニ迎合セザルヲ得ナイコトハ、火ヲ賭ルヨリモ明カデアリマス、中小商工業者ニ對スル銀行或ハ商工中央金庫、其ノ他ノ融資機關ガ、其ノ資金ヲ究極ニ於テ回收スルモノデアリ限金ヲ貸出當局ハ回收ノ安易ヲ圖ル爲メ、財産ト信用ニ基礎ヲ置イテ貸出スルコトニナルノハ當然デアル、隨テ貸出ノ方法ヲ、例ヘテ申シマサルナラバ、大中小ノ各企業ニ分ケテ、ソレレノ條件ト、ソレレノ金額、或ハ又責任者トヲ分ツノデナケレバ、必ラス自ラ貸出ハ大企業偏重トナルコトハ先程申上ゲタ通りデアリマス、政府ハ財法ト信用ニ乏シイ中小企業家ガ起チ上ル爲メノ貸出ニ付テ、特別ナ措置ヲ御考ヘニナツテ居ラレカ、此ノ點ヲ大藏大臣ト商工大臣カラ御伺ヒシタイノデアリマス

〔副議長退席、議長著席〕

第四ニ中小企業ニ對スル生産資材ノ確保ニ付テ御伺ヒ致シマス、私ガ申上グルマデモナク、生産ノ復興ハ資金ト資材ノ解決ガナイ限り一步モ前進致シマセス、特ニ從來資材ハ大企業家ニ對

〔副議長退席、議長著席〕

第四ニ中小企業ニ對スル生産資材ノ
確保ニ付テ御伺ヒ致シマス、私ガ申上
グルマデモナクハ、生産ノ復興ハ資金ト
資材ノ解決ガナイ限り一步モ前進致シ
マセヌ、特ニ從來資材ハ大企業家ニ對

シテ配給サレテ居リマシタ、又大企業家ニ對シテ多クノ資材ガ流レ込シテ居リマシタ、隨テ中小企業ハ大企業家ヨリノ資材配分ヲ受ケテ、僅カニ其ノ經營ヲ維持シ得タノデ、手持資材等ニ付テハ現在殆ド皆無ノ狀態デアリマス、終戰後特ニ其ノドサクサニ紛レマシテ、物資ノ偏在ハ益々顯著トナリ、持テル企業家ハ生産ヲ「サボタージュ」シテ、資材ノ値上リヲ待ツテ、使ラニ不當ノ利得ヲ貪ツテ居リマス、此ノ儘デ行キマスルナラバ、中小企業ハ物資ノ入手ニ困難ヲ來シテ、立往生ノ外ハアリマセヌ、中小企業ニ生産ノ復興ヲサシメントスルナラバ、正當ナル價格ト正當ナル「ルート」ニ依ツテ得ラル、資材ノ確保ガ、先デ圖ラレナクテハナリマセヌ（拍手）政府ハ從來資材ニ付テ全國的ナ報告ヲ徴シマシタケレドモ、戰爭中各所ニ分散シマシタ資材ハ、資本家ノ申出ヲ俟ツノミデハ十分ナル集計ハ不可能デアリマス、政府ハ須ク全國一齊ニ物資ノ實態調査ヲ敢行シテ、是等資材ノ配分ニ付テハ、中小工業者ヲ統制會社或ハ問屋ヨリ開放シテ、商工協同組合自體ヲシテ、組合員ニ對スル資材配給ノ機關ヲラシムベキデアリマシタ、トモアレバ此ノ儘デハ中小企業家ハ忽チ資材入手難ノ爲ニ立直リハ困難デアリマス、中小企業家ニ對スル資材確保ノ對策ニ付テ、商工大臣或ハ經濟安定部長官ノ御意見ヲ御伺ヒシタイノデアリマス

第五ニ生活協同組合ニ關シテ政府ノ御所見ヲ御伺ヒ致シマス、インフレ「シヨ」ノ激化ト、食糧其ノ他日常品ノ殆ド一切ガ何レモ不足シテ、國民生活、特ニ勞働者ヤ勤勞市民ノ生活ヲ極度ニ逼迫セシメテ、文字通り飢饉線上ニ迫込シテ居リマス、勿論之ニ對シマシタハ國家ノ根本的施策ヲ必要トスルコトハ申上ゲルマデモアリマセヌ、是等勞働大衆ノ生活ヲ誰ノ力ナリ方法トシテ、自治的ナ生活協同體ノ組織、即チ生活協同組合ヲ地域的ニモ、又職域的ニモ組織サセルコトガ、勤勞大衆ノ生活擁護ノ爲ノ執ルベキ一方法デアリ、隨テ極メテ獎勵サレベキ問題デアルト考ヘマス、然ルニ政府ノ之ニ對スル態度ハ極メテ消極的デアリ、ミナラズ、時ニハ否定的デアラルノミナラズ、消費組合其ノ他ノ生活協同組合ノ設立ヲ見テ居ルノデアリマス、之ニ對シテ政府ハ何等新ナル準據ヲ、又便宜モ與ヘテ居リマセヌ、隨テ野菜、生鮮魚介類其ノ他食料品ノ自由販賣ノ再禁止又ハ資金ノ封鎖ニ依ツテ、協同組合ハ組合員ノ切ナル希望ヲ裏切ツテ、施ス術ヲ失ツテ立往生シテ居ル有様デアリマス、斯クノ如キ生活協同組合ノ否定的態度ハ、徒ラニ商業者ヲ護ルニ急ニシテ、消費者ノ利益ヲ無視シタ態度デアルト考ヘルノデアリマス（拍手）政府ハ新タニ生活協同組合ヲ制定シ、之ニ生活物資ノ荷受ト配給ノ機能ヲ持タセル御意思ガナイカ、又既ニ設ケラレテ居リマス消費組合其ノ他ノ生活協同組合ニ對シテ、經濟安定會議ニ諮ツテ、食料品其ノ他生活物資ノ荷受及ビ配給機能ヲ與フル御考ヘガナイカ、所管大臣ヨリ御伺ヒシタイノデアリマス

第六ニ海外引揚者又ハ復員者ノ中小商業ノ復歸ニ關シテ御伺ヒ致シマス、十分ナ經驗ト知識ト、サウシテダギルヤウ熱意トヲ以テ、中小商工業ニ復歸セントスル外地ヨリノ歸還者又ハ復員者ニ對シテ、政府ハ如何ナル溫カイ手ヲ差伸ベテ居ルデアリマセウカ、最近ノ實情ハ、歸還者ニ對シテ是等業界ヘノ復歸トコロカ、庶民金庫ヨリ三千圓ノ融資スラガ殆ド不可能デアルト云フコトハ紛レモナキ事實デアリマス（拍手）政府ハ熱心サガ足リナイノカ、或ハ庶民金庫ガ惡イノカ、兎ニ角歸還者ニ對スル救済ト融資ノ掛懸ハ、正ニ是等歸還者ニ對シテハ羊頭ヲ掲ゲタ狗肉デアリマス、歸還者ニ配給サルベキ物資モ極メテ遅タトシテ、且ツ不公平ヲ極メテ居リマス、地方官廳ニ對シテ特ニ獎勵スルハ勿論、庶民金庫ノ貸出條件ニ對シテハ更ニ檢討ヲ加フル必要極メテ緊切ナルモノガアリマス、此ノ儘ニシテ置キマスナラバ、歸還者ノ中小商工業ヘノ復歸ハオロカ、今日ノ生活ハ全く不可能ニ陥リツ、アリマス、政府ハ此ノ實情ヲ何ト見テ居ラレカ、是ガ對策ニ付テ、又庶民金庫ノ機構ト貸出條件ニ付テ更ニ檢討ヲ加ヘル御用意ガアルカドウカ、復員者ノ長官及ビ大藏大臣ヨリ御所見ヲ御伺ヒシタイノデアリマス

第七ニ御伺ヒシタイノハ、最近經濟團體聯合會ガ設立サレマシタ、財界ノ大ドコロガ集リマシテ、百十七ノ經濟團體ト、千二百ノ銀行會社ヲ其ノ傘トニ收メタノミデナク、來春マデハ五千ノ會員ヲ糾合スルコト言ハレテ居リマシテ、正ニ天下ノ一偉觀デアルト申上ゲテモ取テ過言デハナイノデアリマス、世間デハ之ヲ評シテ、大資本家ノ下ニ中小商工業者ヲ網羅シテ、資本政勢ノ陣營ニ成レリト言ツテ居リマス、恐ラク商工協同組合ニ再組織サレルデアラウ既設商工組合ノ參加ヲ、經濟團體聯合會ハ熱心ニ從ヒシテ居ルノミデナク、或ル組合ニ對シテハ、會費ナンカハ御心配ナク、納入シナクテモ結構タトマデ言ツテ、其ノ加入ヲ勸誘シテ居リマス、政府ニハ、前ノ全國產業團體聯合會ノ理事長ガ經濟安定本部ノ長官トシテ椅子ヲ占メテ居ル、民間ニハ之ニ呼應シテ、大資本家指導ノ下ニ斯クノ如キ經濟團體聯合會ヲ組織シテ立ツナラバ、明日ノ日本經濟界ハ、資本制覇ノ下ニ中小商工業者ハ全ク縮付ケラレリト言ツテモ取テ過言デナイノデアリマス（拍手）世評ノ一部ニハ、經濟團體聯合會ハ、全產業聯ノ生レ代ツタ組織トシテ、經濟安定本部ノ私的諸機關デアリ、代行機關デアルト言ハレテ居リマス、政府ハ經濟團體聯合會ノ性格ヲドウ見テ居ラレカ、又商工組合トハ如何ナル關係ニ置カントシテ居ルノカ、經濟安定部長官ノ御意見ヲ御伺ヒシタイノデアリマス、以上ノ七點ニ付テ私ノ所見ヲ述ベマシテ政府ノ御意見ヲ御伺ヒシタイノデアリマス（拍手）

（國務大臣星島二郎君登壇）
○國務大臣（星島二郎君） 協同組合法ト云フモノハ、特殊ナ「イデオロギー」ニ依ラズシテ、唯中小工業者ガ、自分ノ仕事ノ、所謂共存共榮ノ觀念カラ、共同施設其ノ他共同ノ事業ヲ營ミマシテ、自分ノ福利ヲ圖ルデアリマス、カラ、利潤ヲ否定シナイノデス、生活協同體ノ如ク中間搾取ヲ避ケテ行ク分ト違ヒマシテ、是ハ利潤ヲ目的トスルコトハ差支ヘナイノデアリマス、其ノ點ハ細田君御指摘ノ所謂生活協同組合ノ如キ協同組合トハ、若干性質ヲ異ニシテ居ルコト思ヒマス、併シナガラ今日ハ、所謂社會性ヲ離レテ利潤追求ノミヲ以テヤルコトハ許サレヌコトデアリマス、此ノ共同施設ニ對シマシテハ、政府ト致シマシテ出來ルダケノ監督ハシテ行キマス、元來此ノ組合ノ目的トスル所ハ全然自主的ナ點デアリマシテ、トモスレバ從來ノ統制型、戰時型、指導者原理型ガ殘ルノデアリマス、之ヲ一掃スル爲ニ、暫ク全然自主的ナ所ニ任セタイ、ソコデ御話ノ中ニモアリマシタヤウニ、自然或ル場所ニ一ツデ宜イモノガ二ツモ出來ルヤウナコトガアリマス、ソレハ認可等ニ於キマシテ多少「アヂヤスト」シテ行ク積リデアリマシケレドモ、是モ出來ルナラバ其ノ業者ガ自ら目覺メテ、要ラズ競争ヲ避ケルコト云フコトモ成ベク自主的ニヤラシテ行キタイ、斯様ニ考ヘテ居ルデアリマス、又御話ノ中小工業ヲ盛ニ致シマスル關係上、小サクハ家庭工業ニ少シ毛ノ生エタヤウナ仕事ガ澤山出來ル譯デ、トモスレバ封建的ナ所謂勞働搾取ガ起リ得ルと思ヒマス、是等ハ何レ勞働基準法、其ノ他少年保護法等色々社會立法ヲ盛シ致シマシテ、是等ヲ是正致サナケレバナラヌコトト存ズル次第デアリマス、金融面ニ付キマシテハ何レ大藏省ノ方ヨリ御説明ガアルト思ヒマス、殊ニ中小企業ニ對シマシテハ非常ニ其ノ邊ガ心配ナモノデアリマス、今同ノ復興金融庫其ノ他ノ機關ノ總動員致シマシテ、是非トモ其ノ方ノ途ヲ十分潤澤ニ致シタイ、又原料ノ入手ニ致シマシテモ、特ニ是ハ協同組合ヲ利用致シマシテ、是コソ小サナ人達ガ目覺メテ、サウシテ個々ノ小サナ仕事ヲ全體ト致シマシテ、共同購入或ハ共同販賣、色々ナコトガヤハリ共同施設ト

シテ出來ル譯デアリマスカラ、是等ノ點ニ付キマシテハ、特ニ日本ノ將來ノ中小工業ノ爲ニ力ヲ致シタイ、斯様ニ考ヘマス

生活協同組合ハ必ズシモ政府ハ否定の態度デアリマセス、今後色々研究致シマシテ、殊ニ消費組合ノ如キハ、現在ノ中小工業者、殊ニ中小商工業者ノ經驗ヲ活カシテ行ツテ、サウシテ徒ヲナル昔ノ共食生活ニナラナイヤウニ、先程御質問ニモアリマシタヤウニ、食糧配給サヘモ、又末端ノ隣組或ハ町會等ハ、此ノ生活協同組合、消費組合ニ直シテコソ然ルベキダ、斯様ニ私ハ考ヘテ居ル次第デアリマス、其ノ他ノ點ニ付キマシテハ、他ノ方ヨリ御答ヘ致シマス(拍手)

【政府委員上塚司君登壇】
○政府委員(上塚司君) 中小商工業者ニ對シマスル大藏省ノ金融方策ニ付キマシテハ、先程九鬼君ノ御質問ニ對シテ御答ヘテ致シタ通りデゴザイマス、即チ既設ノ金融機關ヲ出來得ルだけ活用致シマスル共ニ、若シ萬一是等ノ既設機關ヲ以テシマシテハ困難ナ場合ハ、復興金融庫本支店及ビ興業銀行、勸業銀行並ニ北海道拓殖銀行等ノ本支店、全國ニ互リマシテ約百數十ノ店舖ヲ通ジマシテ、迅速活潑ナル融通ヲ致ス考ヘデアリマス、又將來更ニ中小工業ニ對シテ金融ノ便利ヲ圖ル必要ガ生ジマシタラバ、庶民金融庫ヲ代理店トシテ加ヘマスルカ、或ハ又他ノ金融機關ヲ代理店トストカ致シマシテ、積極的ニ適當ニ考慮スル考ヘデアリマス、尙ホ融資ハ原則ト致シマシテ擔保ヲ徵收スル習慣トナツテ居リマスルケレドモ、場合ニ依リマシテハ無擔保ニテ融通スル方法モ考慮シタイト

考ヘテ居リマス、之ヲ要シマシタルニ、中小商工業ニ對スル金融ノ面ヨリ致シマスル所ノ保持育成ニ對シマシテハ、凡ユル努力ヲ惜シマナイ覺悟デゴザイマス(拍手)
【國務大臣男爵幣原喜重郎君登壇】
○國務大臣(男爵幣原喜重郎君) 只今ノ細田君ノ御質問中、外地ヨリノ引揚者ノ保護ニ關スル問題ダケニ付キマシテ私カラ御答ヘ申上ゲマス、復員者其ノ他外地ヨリノ引揚者ガ、本邦歸著後再び起チ上ツテ經濟活動ニ從事セントスルニ當リマシテハ、生産資金ノ援助ヲ要スルモノノ多イコトハ能ク察セラレハ、今ノ御質問中、其ノオ氣ノ毒ナ境遇ハ、洵ニ同情ニ堪ヘマセス、是ガ爲メ庶民金融庫ヨリ生産資金ノ貸出ノ便宜ヲ開キマスコトハ、洵ニ望ミシイコトデアリマスガ、實際ニ於キマシテ私ノ知ツテ居ル範圍内ニ於キマシテハ、是等ノ引揚者ハ、一般ニ信用程度ガ高クナイノデ、之ニ對スル資金ノ貸出ニハ多少ノ危險ヲ豫想セラレハ、今ノ御質問中、信用ヲ基礎トスル金融機關ノ立場ノ上カラシテ、貸出ヲ流ル事情ガアツタコトノヤウニ聞イテ居リマス、併シ政府ハ何トカシテ貸出ヲ圓滑ナラシメシガ爲ニ、過般同胞援護會等ノ協力ヲ得マシテ、其ノ保護ノ下ニ相當ノ貸出ノ便宜ヲ圖ルコトニ相成ツタノデアリマス、其ノ詳細シイ點ハ何レ御要求ガアリマスレバ、財政當局ヨリ御説明申上ゲルコトト存ジマス(拍手)

【政府委員服部岩吉君登壇】
○政府委員(服部岩吉君) 細田君ノ御質問ニ御答ヘ致シマス、先刻商工大臣ヨリ徒弟ノ問題ニ付テ大體答辯サレマシタガ、厚生省ト致シマシテハ、徒弟ノ制度ハ封建的ナ制度デアリマシテ、何レカト云ヘバ、長イ間親方ノ下ニ働イテ、サウシテ其ノ間ニ親方ニ相當ノ利益ヲ擷取サレルト云フヤウナ點ハ今後改メナケレバナラスノデ、此ノ點ハ今後ハ大體廢止サセル方針ヲ立テテ居リマス、サウシテ更ニ斯ウ云フ制度ヲ掃スルト同時ニ、幾ニ新聞ニモ發表致シマシタヤウニ、勞働基準法ノ中ニモ其ノ點ヲ含メテ居ルヤウナ次第デアリマシテ、大體厚生省トシテノ行キ方ハ御諒解下サルコトト思フノデアリマス、尙ホ併シナガラ非常ニ學校教育ヤ或ハ其ノ他ノ教育デハ至難ナ、所謂手先ノ細カイ、而モ相當ノ年數ヲ要スルヤウナ面ノモノニ付キマシテハ、サウ云フ點ヲ活カスコトガ、我が國ノ一ツノ家庭工業ナリ、或ハ精密モノノ行キ方トシテハ適當デハナイカト考ヘテ居ル次第デアリマス

引揚者ニ對シマスル所ノ御質問ニ對シマシテハ、只今幣原國務大臣ヨリ御答辯ガアリマシタヤウデゴザイマスガ、唯引揚者ニ對シマスル所ノ當面ノ所謂生産資金ノ問題デアリマスガ、是ハ大體厚生省ノ責任ニ於キマシテ、是レカラ庶民金融庫ガ七億、大體十億ノ資金ヲ以テマシテ、一人當リ三千圓程度ノ生産資金ヲ貸付ケルコトニ致シマシテ、現在各府縣ノ內務部長會議ヲ召集致シマシテ、サウシテ至急ニ之ヲ貸付ケルヤウニ致シテ居リマス、既ニソレゾレ各道府縣ニ於キマシテハ、之ヲ最モ速カニ貸付ケルヤウニ特ニ督勵ヲ致シテ居リマス(チツトモ貸シテナイゾ「黙ツテ聴ケ」ト呼ブ者アリ)ソレ以外ノ引揚者ノ生活困難者ニ對シマシテハ、幾ニ御審議御決定ヲ願ヒマシタ所ノ生活保護法ニ依ル所ノ保護ヲ加ヘ、更ニ又別途ニ四百圓程度ノ所謂資金ヲ

貸與ヘルト云フコトニナツテ居リマス、尤モ此ノ十億圓ニ對シマスル所ノ貸出ニ付キマシテハ、相當危險ノ件フコトハ當然覺悟致シテ居リマス、此ノ危險ヲ顧ミズシテ、最モ迅速果敢ニ貸付ケルヤウニ、內務部長會議ヲ開キマシテ特ニ申付ケテアリマスカラ、是ハ地方デ必ズモウ貸付ケテ居ルコトト承知致シテ居リマス(拍手)
○議長(山崎猛君) 細田君、宜シイデスカ
○細田綱吉君 自席カラ發言ノ御許シヲ願ヒマス、經濟安定本部長官ノ御答辯ガマダアリマセヌノデ……
○議長(山崎猛君) 國務大臣ハ此ノ席ニ居リマセヌカラ、次ノ機會ニ答辯セラレルヤウニ取計ラヒマス
○細田綱吉君 政府ノ御答辯ハ極メテ抽象的デアリマシテ、私ノ質問ノ核心ニ觸レナイト考ヘマスガ、何レ委員會議ニ讓リタイト考ヘマス(拍手)
○議長(山崎猛君) 川野芳滿君
【川野芳滿君登壇】
○川野芳滿君 只今上程ニ相成ツテ居リマス商工協同組合法案ハ、其ノ構想ニ於テ、將又立法技術ニ於テ、驚クベキ進歩的ナ點モゴザイマシテ、私ハ本案ノ立案者ニ對シテ深ク敬意ヲ表シマスト共ニ、本案ヲ繞ツテ大キナ新シイ二ツノ事實ヲ發見致シマシタ、其ノ一ツハ、日本ニ於ケル政治思想ノ面ニ協同民主主義ガ太ク浮ビ上ツタコト云フコトデアリ(拍手)モウ一ツノ點ハ、日本ニ於ケル産業經濟ノ形態ノ上ニ、協同組合主義ガ初メテ政府ノ政策トシテ採リ上ゲラレタコト云フコトデアリ、此ノ新鮮味豐カナ政治ガ、將來我が國ノ生産、配給、消費ノ各部面ヲ通ジ、民主協同ノ理念ヲ本トシ、革命的ナ新經濟組織

體ノ結集ヲ切望致シマスルガ故ニ、私ハ本案並ニ本案ニ關聯スル諸問題ニ付キ、協同民主黨ノ立場ヨリ、商工大臣、大藏大臣、厚生大臣、農林大臣ニ對シテ若干ノ質疑ヲ試ミントスルモノデアリマス
先ヅ其ノ一點ハ、改メテ指摘スルマデモナク、協同組合ノ中、生活協同組合ノ如キ消費部面ニ、協同組合ハ長足ノ進歩發達ヲ遂ゲテ居ル現狀デアリニ對シ、生産部面、企業部面ノ協同組合ハ、必ズシモ同様ノ發達ヲ遂ゲテ居ナイト云フノガ現下ノ實情デゴザイマス、是ハ種々原因ガアリマスルガ、主ナル原因ハ協同組合ノ特徵其ノモノノ中ニ求メナケレバナリマセス、即チ協同組合ニアリマシテハ、一口ノ出資者モ數千口ノ出資者モ共ニ一票ノ表決權ヲ有スルノデアリマシテ、是ガ協同組合ノ本來ノ特徵ヲナシ、協同組合ノ精神ガ最モ純眞ナ意味ニ於ケル民主主義ニ合致スルコト云フコトハ、敢テ私ガ茲ニ指摘スルマデモゴザイマセヌガ、併シ此ノ爲ニ多額ノ出資ヲナス者ヲ見出し得ズ、爲ニ多額ノ資金ヲ集中シテ企業ヲナスニハ、必ズシモ協同組合ハ適當ナラズトスル憂ヒモアルノデアリマスルガ、本法案ハ斯カル點ニ對シマシテモ注意ヲ怠ラズ、即チ出資口數ノ最高限ヲ規定スルコトナク、且又團體ノ組合加入ヲ認メ等、其ノ資金ノ集中ヲ容易ナラシメテ居ルノデアリマシテ、洵ニ一歩進ンダル法案デアルト考ヘマスルガ、併シ斯カル規定ヲ設クルコトノミヲ以テ、私ガ只今申シマシタヤウナ協同組合ノ缺陷ガ除去サレルカドウカト云フコトハ非常ニ私ハ疑問ニ思フノデアリマス、今日大財閥、大資本ノ解體後ニ於ケル所ノ我が國ノ産業

ノ環境ヲ來サシメズシテ、新ナル立
場カラ之ヲ再建シ發達セシメル爲ニ
ハ、資本ト労働、資本家ト労働者トガ
從來ノ如ク本質的ニ相對立スルコト云
ハ労働者モ資本的ニ之ヲ參加セシムル
ノ途ヲ開クコトニ依ツテ、資本ノ社會
化ヲ實現スルコト共ニ、假令如何ニ少額
ノ資本ト雖モ之ニ一票ノ表決權ヲ與ヘ
テ經營ニ參加セシムルコト云フ協同組合
ノ組織ヲ生産部面ニ擴充シテコソ、我
ガ國ノ産業ノ復興發達ハ期シ得ベキモ
ノデアルト私ハ信ズルモノデアリマ
ス（拍手）又斯クシテコソ、從來我ガ
國ノ少數資本家、財閥ニ依ツテ獨占支
配サレタ所ノ此ノ經濟機構ノ惡弊ヲ除
去サレ得ルモノト私ハ信ズルモノデアリ
マス、併シナガラ協同組合ハ、昔ノ如
キ古イ産業組合的ノ包容力ノ狭イモノ
デアツテハナリマセヌ、今日我々ハ、
我ガ國ノ經濟組織、金融機構ガ資本主
義ノ下ニ相當發達シテ居ル現下ノ實
情ニ顧ミマシテ、如何ニシテ出來ルデ
ケ少イ障礙ノ下ニ之ヲ協同組合ノ原理
ニ依リ組織シ變ヘテ行クカト云フコト
ヲ考ヘテ行カネバナラナイト思フノデ
アリマス、其ノ爲ニハ協同組合ノ本質
的特徴ヲ堅持スルコトハ固ヨリデアリ
マスガ、其ノ範圍内ニ於キマシテ協同
組合ノ組織ヲ一層融通性ノアル、即チ
内外資本ノ吸收ニ便宜ナ、企業經營ニ
適當ナ形態ノ方向ノ協同組合ヲ考ヘマ
シテ、之ニ向ツテ法ノ規定ヲ設クル必
要ガアルト私ハ考ヘルノデアリマス、
之ニ對シマシテ商工大臣ハ如何ナル御
考ヘヲ持ツテ居ラレマスカ、御伺ヒ致
シタイノデアリマス

隨ヒマシテ現在ノ統制組合ハ當然解散
ト相成ルノデアリマスガ、現在ノ統制
組合ハ、戰時中國ノ命令ニ依ツテ企業
整備ヲ斷行致シマシテ、而シテ企業整
備ニ多額ノ資金ヲ出資サセラレタノデ
アリマス、國ガ戰時中行ヒマシタ所ノ
惡政ハ數々アリマスガ、私ハ此ノ企業
整備ヲ以テ其ノ惡政ノ尤ナルモノデア
ルト考ヘルノデアリマス、如何トナレ
バ、總テ政治ト云フモノハ之ヲ斷行致
シマスルト片方モノハ喜ブノデアリ
マスガ、併シ此ノ企業整備ニ限ツテ
ハ、廢メタ者モ、殘ツタ者モ共ニ泣キ
ノ涙デアリマシテ、現在政府ヲ怨ンデ
居ルト云フノガ現下ノ實情デアルノデ
アリマス、即チ政府ガ企業整備ニ當
ツテ出シタ所ノ企業整備要綱ノ一、
二ヲ拾ツテ見マスルト、即チ人の資
源釀出ノ爲ニ、出來ルダケ老人、虛弱
者、婦女子、出征軍人遺家族ノ方々ヲ
殘セト云フ指令デゴザイマシタ、又廢
メル方ニ渡ス所ノ暖簾代、或ハ涙金ノ
如キハ、三箇年以上十箇年以下ノ利益
金ヲヤレト云フ指令デアリマシタ、隨
ヒマシテ現在殘ツテ居ル所ノ統制組合
ノ大部分ハ、只今申シマシタヤウナ整
備要綱ニ依ツテ整理サレマシタル故
ニ、老人、婦女子、虛弱者、出征遺家
族ガ大多數デアリマス、而シテ是等ノ
方々ガ出シタ所ノ暖簾代、其ノ他ノ額
ハ莫大ナル額デゴザイマシテ、企業整備
ノ對象デアツタ更生金庫カラ其ノ數字
ヲ拾ツテ見マシテモ、三十數億ト云フ
莫大ナル金額ニ上ルノデアリマス、此ノ
莫大ナル金額ヲ、只今申シマシタヤウ
ナ憐レナ方々ニ拂ヘト申シテモ、其ノ
支拂能力ノナイト云フコトハ、茲ニ私
ガ申上ゲルマデモナイコトデアルノデ
アリマス、殊ニ關商人ト第三國人ノ擁

撃ヲ喰ツテ居ル現在ノ中小商工業者ニ
支拂能力ノナイト云フコトハ、是ハ當
然デアルノデアリマス、故ニ宜シク政
府ハ、企業整備ノ對象デアツタ所ノ厚
生金庫ニ對スル各統制組合ノ借金ダケ
デモ拂引スベキモノデアルト、斯ク私
ハ考ヘルノデアリマス（拍手）又棒引セ
ザレバ組合ノ再出發ト云フコトハ殆ド
不可能デアルト云フコトヲ、私ハ茲ニ
斷言申上ゲテ置キマス（拍手）又企業整
備ニ依ツテ廢メタ方ノコトニ付テ一言
申上ゲテ見タイ、斯カル方々ハ、永年
繼續致シマシタ自分ノ營業、或ハ企業
ヲ振拾テマシテ、國ノ命令ノ儘ニ、或
ハ炭坑ニ參リマシテ、地下數千尺ノ坑
ノ中デ國家ノ爲ニ石炭増産ニ勵シンダ
ノデアリマス、或ハ又軍需工場ニ參リマ
シテ、機械ニ取付キマシテ、汗ノ脂デ
國家ノ爲ニ努メタ方デアリマス、斯カ
ル方々ガ企業整備ニ依ツテ賃ツタ所ノ
暖簾代、或ハ涙金ハ、一千圓ヲ殘シテ
全部特殊領金トシテ領ケサセラレタノ
デアリマス、其ノ特殊領金ガ今ハ封鎖
ノ網ニ掛ツテ、企業再開ヲヤラウト考
ヘマシテモ資金ノナイト云フノガ、即
チ企業整備ニ依ツテ廢メタ方ノ現在ノ
立場デアリマス、故ニ此ノ特殊預金ニ
對シテハ、少クトモ政府ハ特別ナ取扱
ヲヤツテ然ルベキデアルト斯ク私ハ考
ヘルモノデアリマスルガ、之ニ對スル
大藏大臣並ニ商工大臣ノ明確ナル御答
辯ガ願ヒタイノデアリマス（拍手）

第三點ハ中小工業及家庭工業ノ問
題デアリマスルガ、之ニ付テハ先程モ
同僚ノ方ヨリ申述ベマシタノデ省略致
シマス、併シ是ト一聯ノ關係アル新商
工會議所ノアリ方デアリマス、從來ノ
如ク資本的ナ、保守獨善ノ勢力ノ俱樂
部デアツテハ私ハナラナイト思フノデ
アリマス、即チ眞ニ民主的ナ横ノ連絡
機關デアリ、眞ノ指導機關デアラネバ
ナラナイト私ハ考ヘルノデアリマス
ガ、之ニ對スル構想ガゴザイマシタナ
ラバ、商工大臣ノ構想ヲ承リタイ、且
又貿易再開ト云フ問題ハ洵ニ重大ナ問
題デアリマス共ニ、十分ノ準備ガ必要
デアルト私ハ考ヘルノデアリマスル
ガ、此ノ問題ハ貿易協同組合ニ依ルノ
カ、或ハ又資本家經營ニ依ルノカ、或ハ
本件ノ如キハ洵ニ重要ナ問題デゴザイ
マスノデ、新ナ構想ノ下ニ法案ヲ御
出シニナル考ヘタルカ、此ノ點モ此ノ
際商工大臣ニ伺ツテ置キタイト思フノ
デアリマス

第四點ハ、承ル所ニ依リマス、農
林省ハ農業協同組合及漁業協同組合
ノ二ツノ法案、厚生省ニ於キマシテハ
生活協同組合法案ヲ立案中ト云フコト
デアリマス、各種ノ協同組合法案ガ各
省ノ思ヒ／＼ノ儘ニ立案サレ、各省
ガ思ヒノ儘ニ之ヲ監督掌致スト云フ
コトニ相成リマスレバ、同ジ精神
ヲ以テ貫クベキ所ノ此ノ協同組合
ガ、バラ／＼ノ發展ヲナス、隨ヒ
マシテ正常ノ發達ヲ阻礙致スト
私ハ考ヘルノデアリマスルガ故
ニ、本法案ヨリ商工ノ二字ヲ除キマシ
テ、單ニ協同組合法案ト致シマシテ、
サウシテ本法案ノ適用ニ依ツテ各種ノ
法案ヲ作ルヤウニ、即チ協同組合法案
ノ憲法ノ如キモノト致シマシテ、應用
自在ノ權威アラシメルモノトシタラ如
何カト考ヘルノデアリマスルガ、之ニ
對スル商工大臣ノ御考ヘヲ承リタイノ
デアリマス

外シマシタ、所ガ食料品ノ價格ハ饅登
リニ上ツタノデアリマス、之ニ驚イタ
政府ハ、再び再統制ヲ行ヒマシテ、天
下ノ物喰ヒノ種ヲ播イタコトハ、茲ニ
私ガ申上ゲルマデモナイコトデアリマ
ス、更ニ八月一日ヲ期シテ關商人ノ肅
正ヲ斷行致シマシタラ、又々生鮮食料
品ノ入荷ハピツクリ止マリマシタ、之
ニ驚イタ政府ハ凡ユル手ヲ打ツタガ、
生鮮食料品ノ入荷ハ更ニナイ、已ムナ
ク農業會等ニ泣キ付イテ、農業會ノ直
賣所等ヲ設ケテ表面ヲ糊塗シテ居ルノ
ガ現下ノ實情デアリマス、又新聞ノ傳
フル所ニ依リマスルト、農家ノ供出完
遂後ノ餘剩米ヲ續リ、又生鮮食料品ノ
統制ノ撤廢問題ヲ饒ツテ、内閣不統一ヲ
暴露シテ居ル、大藏大臣及農林大臣
ハ、内閣不統一ニアラズト辯明ハサレ
テ居リマスルガ、辯明サレバサレバ
程、國民ノ疑惑ト云フモノハ深マツテ
行ク、一體ハ如何ガ故デアルカ、政府
ニ一定ノ計畫ガナイカラデアル、無定
見デアルカラダト私ハ申上ゲタイ、企
業許可令モ將ニ消滅セントスル今日デ
アリマスルガ故ニ、政府ハ今後如何ナ
ルモノヲ統制スルノデアルカ、如何ナ
ルモノニ統制ノ枠ヲ外スノデアルカ、
此ノ際ハツキリト御言明ガ願ヒタイト
思フノデアリマス、又商工協同組合ニ
直接關係アル所ノ水産物、青果物ノ
末端配給ノ問題デアル、是ハ直賣主義
ニ依ルノカ、或ハ市場主義ニ依ルノ
カ、或ハ商業協同組合ノ通ズルノカ、
或ハ生活協同組合ト直結スルノカト
スルノカ、此ノ際明言致シテ置キタイ
ト思フノデアリマス、更ニ農業用品ノ
一元の配給ノ問題デアリマス、此ノ點
ニ關シマシテハ、既ニ農林省ニ於テハ
之ヲ決定發表致シテ居ルニ拘リマセ

ズ、今日マデマダ實行ヲ見ナイ、是ハ一體如何ナル理由デアリマスルカ、昔ノ反産思想ノ影響デアルカ、或ハ又各省ノ繩張り爭ヒノ副産物デアルカ、此ノ際商工大臣、農林大臣ノ明確ナル御答辯ガ願ヒタイト思フノデアリマス(拍手)

最後ニ厚生大臣並ニ商工大臣ニ御尋ネ申上ゲタイ、生活協同組合ハ配給業ノ一翼デアル、又商工協同組合ノ組合員ノ一人デアリマスルガ、近時労働組合ガ長足ノ發展ヲ致シテ居ルト云フコトハ洵ニ喜バシイ次第デアリマスルガ、其ノ裏付ケト致シマシテ、生活協同組合ハ又労働組合ノ生活安定ノ最良ノ手段デアルト思フノデアリマス、又都市生活ノ健全ナル發達ヲ來ス爲ニモ、生活協同組合ノ法制化ヲ必要トスルノデハナイカト私ハ考ヘルノデアリマスルガ、之ニ對スル御所見ヲ承リタイ、尙ホ生活協同組合ハ、農業、漁業其ノ他ノ團體ト直結セザレバ效果ハ薄イノゴザイマスルガ、併シ直結致シマスルト、配給商人ノ犠牲者ト云フモノガ相當出ルカト考ヘマス、而シテ企業許可令ノ撤廢セラレントスル今日、此ノ儘自由競争ノ形態ニ放任致シマシテ、過剩商店ヲ其ノ儘協同組合化シテモ、結果ニ於テ中小業者ノ行詰リト云フモノハ必然的デアルト私ハ思フノデアリマスルガ故ニ、此ノ際思ヒ切ツタル計畫ヲ立テマシテ、商業者ノ整理ヲ行フ、即チ幾何ノ中小商業者ガ必要デアルカト云フ計畫ヲ立テマシテ、サウシテ其ノ整理ヲ斷行スル必要ガアルノデハナイカト私ハ考ヘルノデアリマスルガ、商工大臣ニ於カレテハ、如何程ノ商業者ガ必要デアルカ、如何程ノ商業者ヲ整理スルノカ若シ整理スルトスルナラ

バ、其ノ轉業對策ヲ如何ニスルカ、此ノ問題ハ天下ノ中小商業者ガ最モ關心トスル問題デアリマス故ニ、商工大臣ノ明確ナル御答辯ガ願ヒタイト思フノデアリマス

以上デ私ノ質問ハ終リマシタガ、我が黨ト致シマシテハ、商工協同組合ノミナラス、全産業ヲ通ジテ協同民主主義ノ理念トスル政策ノ實現コソ、日本再建ノ提デアルト考ヘマスガ故ニ、政府ニ於カレマシテモ猛省アラソコトヲ切望致ス次第デゴザイマス(拍手)

〔國務大臣星島二郎君登壇〕

○國務大臣(星島二郎君) 協同組合ハ必ズシモ資本主義ヲ否定スルモノデハナイト思フノデアリマスシテ、今回ノ此ノ協同組合法ノ精神カラ言ヒマシテモ、只今仰セノヤウニ協同精神ハ何處マデモ尊重シテヤリマスケレドモ、之ニ對シテ義務者ヲドノヤウニ加ヘテ行カ、或ハ技術者ヲドノヤウニ加ヘテ行カト云フヤウナコトニ付キマシテハ、經營協議會ノ運用ヲ致シマシテ、會社等ガ是等ノ參加ヲ求メルト同ジ按配ニ於テヤルコトガ當然ダト、斯様ニ考ヘテ居ル次第デアリマス、又御尋ネノ企業整備ノコトニ付キマシテハ、是ハ洵ニ御同情致シマスガ、相濟マスト云フヤウナ氣持デアリマス、併シ今回ノ整理ニ付キマシテハ已ムヲ得ナイ方針決定致シタノデアリマスガ、段々數字ヲ調べ見マスト、殆ド九〇〇近イ人達ハ救ハレサウデアリマスカラ、思ツタ程デモナサウデアリマス、併シナガラ抑、初メガ、今御説ノ通りニ無理ナ點ガ随分アツテ、企業整備ヲ斷行シタノデアリマスカラ、セメテ更生金庫ニアル債務ニ付キマシテハ、何レ審査會ヲ設ケマシテ十分救ハレルヤウ

ニヤツテ行キタイ、斯様ニ思フ次第デアリマス

從來ノ貿易組合ノ方モ是ト同ジヤウニヤルベキデナイカト云フ仰セト承リマシタガ、現在ノ所デハ貿易ハ一種ノ國家管理デアリマシテ、ドウニモ仕樣ガナイノデアリマスカラ、何レ自由貿易ノ時代ガ來マシタ時ニハ、此ノ法律ニ準據シテ協同組合ヲ作ラセタイ、今ノ所デハ、貿易組合ノ中ノ戰時型ノ統制ノ所謂指導者原理、之ヲ取除イテ現在ノ組合法デヤツテ行キタイ、斯様ニ考ヘテ居ル次第デアリマス

商工協同組合ノ商工ノ二字ヲ取ツテ、寧ろ農林其ノ他全般ヲ協同組合ノ基本法デ出シテハドウカ、是ハ私ハ一ツノ御説ダト思ヒマスガ、基本法ガ出來テモ、結局ハ業種別ノ運用ニナルノデアリマシテ、商工協同組合法ヲ商工省ガ一番先ニ出シタノデアリマスカラ、大體之ヲ「サンバル」トシテ、之ニ調子ヲ合セテ行ツタラドウカ、斯様ニ思フノデアリマス、昨年八月二十二、三日頃ニ出シマシタ農林、商工次官ノ通牒ト云フモノカラ、又九月ニナツテ農林、内務、商工三次官ノ通牒デヤリマシタ農村部面ニ配給致シマスル特殊ノ物件ニ付キマシテハ、一定ノ方針ヲ決メマシテ、農業會ヲ通シテヤル、其ノ他ハソレノ「便宜ナモノ」ニ選擇ヲサセマシテ、圓滿ニ配給ラスルト云フコトニナツタノデアリマスガ、是等ニ付キマシテハ、何レ今後トモ十分留意致シマシテ、圓滿ナル配給ヲ致シタイ、斯様ニ考ヘル次第デアリマス、國土計畫其ノ他色々御意見ガ出マシタガ、何レ委員會ニ於キマシテ十分御説ヲ承ツテ御答辯ヲ致シタイト思ヒマス(拍手)

〔政府委員上塚司君登壇〕

○政府委員(上塚司君) 企業ノ整備ニ當リマシテ、轉廢業者ニ對シマシテ、實績補償共助金ヲ交付スル爲メ、殘存ノ業者ノ團體ガ國民更生金庫カラ借入レマシタモノニ關シマシテハ、終戰後ノ情勢ニ鑑ミマシテ、過般企業整備共助資金整理委員會ト云フモノヲ設ケマシテ、是ガ整理ニ當ラシメルコトト致シマシテ、終戰後統制ノ廢止、企業許可制ノ撤廢等ニ依リマシテ、借入人ガ之ヲ負擔スルコトガ困難トナツタモノニ付キマシテハ、右委員會ニ於キマシテ之ヲ減免スル等ノ特別ノ措置ヲ講ジ得ルヤウニ致シタノデアリマス

又第二ノ御質問、企業整備ニ依ツテ廢メタ人ノ貰ヒマシタ暖簾代及ビ涙金等ハ、一千圓ヲ除キマシテ總テ特殊預金トナリ、今回又第二封鎖預金ニ組入レタノデアリマスガ、是等ノ封鎖預金ハ近ク議會ニ提案セラレマスル軍需補償特別課稅法ニ依リマシテ課稅ノ對象トナリマスルガ、右課稅ノ決定ト共ニ、税金ヲ差引キマシタ殘リノ金ハ總テ第一封鎖預金トシテ認メル豫定デアリマス、其ノ他幾多ノ大藏關係ノ御質問ガアツタヤウデアリマスルガ、ソレハ委員會ニ於テ御答ヘヲ致スコトト致シマス(拍手)

〔政府委員大石倫治君登壇〕

○政府委員(大石倫治君) 只今川野君ノ御質問中ノ生鮮食品其ノ他ノ配給ノ關係デゴザイマスガ、是ハ商工大臣ヨリモ御説明ノアリマシタ通り、ヤハリ自由販賣等ニハ參リマセズ、統制ノ方針ニ依ツテ參ツテ居ルノデアリマス、尙ホ現在ニ於キマシテハ小賣統制組合ヲ主トシテヤツテ居リマスガ、是等ノモノモ、此ノ度ノ協同組合法ノ施

行ニ當リマシテハ相當移ツテ行クコトデハナカラウカト存ジマス、併シ消費部面ト生産部面トノ關係ニ於キマシテハ、相互摩擦ノナイヤウナ方法ヲ執ツテ參リタイト思フテ居リマス

又農機具ノ一元配給ノ點デアリマスガ、是レハ商工大臣ヨリ御説明ヲ申上ゲマシタヤウナ次第デアリマシテ、實質上ニ於キマシテハ一元配給ノ形ヲ執ツテ居ル次第デゴザイマス(拍手)

〔政府委員服部吉君登壇〕

○政府委員(服部吉君) 御答ヘ致シマス、私ノ方ニ御尋ネニナリマシタ點ハ、生活協同組合モ抑ヘル意思ガナイカト云フヤウニ承ハツタノデアリマス、御承知ノヤウニ生活協同組合ハ即チ消費組合ダト私ハ思ヒマス、今日非常ニ物資ガ缺乏シ、生産ガ減退致シテ參リマス爲ニ、各々其ノ消費組合ヲ結成致シマシテ、サウシテ互ヒノ生活ヲ安定ヲ期シツ、アリマシタコトガ、非常ニ發展シテ參ツタノデアリマス、隨テ只今ノ所ニ於キマシテハ、厚生省ト致シマシテハ、生活協同組合法ヲ設ケルト云フコトハ考ヘテ居リマセスガ、併シナガラ或ハ商工協同組合ガ出來、或ハ農業協同組合ト云フモノガ出來マス、其ノ間ニ一聯ノ脈絡ヲ持ツ必要モ生ジテ來ルト私ハ考ヘマス、隨テ其ノ場合ニ於キマシテハ、此ノ生活協同組合ト云フモノガ考ヘサセラレマスノデ、十分ニ研究ヲ致シテ置キタイト考ヘテ居リマス

尙ホ消費組合ト生産者トノ直結ノ問題デアリマスガ、是ハ御承知ノヤウニ現在ノ農業會ニ於キマシテモ、色々野菜ナリ或ハ主食ト云フモノガ統制サレテ居リマス、又其ノ他燃料ニ致シマシテモ總テガ殆ド統制サレテ居リ

マスノデ、生産者ト直チニ直結ス
ルト云フコトハ、消費組合トシテ
ハ望ム所デアリマスルケレドモ、
直チニソレガ實現出來ナイ情勢ニ
アルノデ、甚ダ遺憾トシテ居ル次第
アリマス、以上簡單デアリマスガ御答
ヘ致シマス（拍手）

○川野芳満君 マダ不滿ノ點ガアリマ
スガ、アトハ委員會ニ於テ御質問致シ
マス

○議長（山崎猛君） 豊澤豊雄君
〔豊澤豊雄君登壇〕

○豊澤豊雄君 新政府ヲ代表致シ
マシテ、澤山問ハウト思ツテ居ツタ
デアリマスガ、モウ成ベク簡單ニヤレ
ト言ヒマスノデ、一切ノ重複ヲ避ケ、
唯一ツ私ガ大事デアルト思ツテ居ル所
ニ付テ質問シ、大臣ノ方モ成ルベク少
ク、商工大臣ダケノ御答辯ヲ願ヒタイ
ト思ヒマス（拍手）

申上ゲルマデモナク本案提出ノ理由
ハ、我が國産業ノ急速ナ再建ノ爲ニ中
小企業家ガ協同シテ、サウシテ商工業
ノ改良發達ヲ圖ルト云フコトハ、本案
提出ノ理由ニモ書イテアリマスシ、總
則ノ第一條ニモ書イテアリマス、所ガ
私ガ考ヘマスニ、是等産業再建ノ根柢
ハ優良製品ノ能率ノ生産ヲ措イテ他
ニナイト思フノデアリマス、平タイ言
葉デ申シマス、良品ヲ安ク澤山作
ルト云フノデナカッタナラバ、商工業
ノ問題ハ解決シナイト思ヒマス（拍手）
所ガ此ノ三條件ノ比較ト云フモノ
ハ——安イ、良イ、澤山ト云フ其ノ比較
ハ、今マデハ動モスルト國內ノ比較

デアツタノデゴザイマスガ、日本ノヤ
ウニ國內資源デ國民ヲ養フコトガ出來
ナイト云フヤウナ國デハ、其ノ製品ノ
比較ハドウシテモ外國トシナクテハナ
ラナイト思フノデアリマス、所ガ此
ノ條件ヲ満足セシメルノニハ、次ニ申
述ベル四ツノ條件ノ中ノ一ツハ、ドウ
シテモ最低ナケレバナラヌト思ヒマ
ス、第一番ハ國內ニ資源ガ澤山アツテ、

ソレヲ基礎トシタ産業デアルカ、或ハ
第二番目ハ大資本ニ依ル所ノ多量生産
デアルカ、第三ハ今マデノ日本ガヤツ
テ居タヤウナ低賃金ニ依ル所ノ勤勞大衆
ノ犠牲ニ依ル生産ヲスルカ、第四、科
學技術ヲ振興サセテ、工程ノ科學化或
ハ技術化ヲ行ツテ、又ソレニ伴フ所ノ
企業ノ専門化ヲ圖ルカ、此ノ四ツノ途
シカナイト思フノデアリマス、所ガ
日本産業ノ現在及ビ將來ニ付テ一體
ノ條件ガ満足サレルカト申シマス、ト
ソレハ申スマデモナク第一ノ資本ノ問
題ニ付テハ、三歳ノ子供モ知ツテ居ル
ヤウナ現状デアル、言換ヘルト、今マ
デノ日本ノ中小工業デモサウデアリマ
スガ、外國ノモノヲ買入レテ、ソレニ
加工シテ賣出ス、言換ヘマスト賃金ギ
工業デアツタト云ツテモ過言デナイノ
デアリマス、ダカラ原料ニ依ル産業再
建ハ迎モ望メナイ、但シ將來ニ於テ空
氣デアルトカ、海水デアルトカ、水力
デアルトカ「バクテリア」等ヲ使フ所
ノ工業ハ發達スルカモ知レマセヌケレ
ドモ、是ハ特殊ノ技術ノ工夫ノ必要ト
スルノデアリマス、第二番目ノ大資本
ノ多量生産ハモ我々ハ望ムベクモナ

ク、又欲スルモノデモアリマス、デ
ハ我々ハ再び其ノ低賃金ニ依ル商工業
ヲヤラネバナラスカ、少イ資材、多イ
人手、ソレハ又シテモ低賃金ノ方向ニ
強力ニ誘ヒ込ムニ違ヒナイノデアリマ
ス、此ノ道ハ日本ガ運命付ケラレタ恐
ロシイ淵デゴザイマス、斷ジテ落ち込
ンデハナラナイト思ヒマス、此ノ低賃
金コソ日本科學技術ノ發展ヲ毒シ、今
次戦争ヲ卷キ起シ、敗戦ニ導イタ一ツ
ノ大キナ原因デアルカラデゴザイマ
ス、即チ労働者ガ安イ賃金デ頭ヲ下ゲ
テ働カカ、資本家ハ外國カラ古手ノ
機械ヲ買ツテ來テ、ソレデ能率ノ惡
イ、而モ品ノ惡イ物ヲ生産シテモ生産
ガ合ツタノデス、ダカラ新技術ニ對ス
ル所ノ研究費ヲ惜ンデ居ツタト云フコ
トハ、是ハ世界ニ比テ見ナイ程デゴザ
イマス、ダカラ日本ノ科學技術ガ進マ
ナカッタノデ、其ノ内外國カラ良イ品
ガ來ル、之ト競争ガ出來ナイ、サウス
ルト又賃金ヲ下ゲル、ソコデ日本ノ勞
働者達ハ低賃金ノ爲ニ文化ノ惠ミヲ受
ケズ、娛樂モ味ハズ、奴隷的ニ唯食ハ
シガ爲ニ働クト云フヤウナ状態デアツ
タノデゴザイマス、ソコデソレガ更ニ
諸外國ニ出稼ギニ行ク、サウスルト外
國ノ労働者達ハ比較的文化モ高ク總テ
ノ點ニ惠マレテ居ツタ、ソコヘサウ云フ
ヤウナ者ガヤツテ來テ自分ノ生活權ガ
脅サレテ來タノデ、日本人ガ排斥セラ
レル一ツノ大キナ原因ニナツタノデ
ス、ソコデ已ムヲ得ズ弱キ所ニ侵略ヲ
ヤラウト云フヤウナコトカラ、今次戰
争ガ卷キ起ツタト云フヤウニ解釋シテ

モ宜イト思ヒマス、科學ガ進マズ、戦争
目的ガ惡カッタナラバ、當然勝テル筈
ガナク、今日ノ慘狀ニ至ツタヤウナ譯
デアリマス、此ノヤウニ考ヘタ時ニ、
アトニ殘サレタ問題ハ、結局日本中小
工業ノ進マネバナラス道ハ、唯科學技
術ノ興隆ニ依ツテ惠マレナイ三條件ヲ
補フ外ニ方法ガナイノデアリマス、
ス、例ヘバ日本電球ノ商工業ガ發
達シテ居ルト言フガ、ソレモ最初
ノ程ハ「アメリカ」「ドイツ」ナン
カノ産業ニ壓迫サレテ、一箇ノ電球ヲ
造ルノニ六割ノ税金ヲ諸外國ニ拂ハネ
バナラヌト云フ状態デアツタノデゴザ
イマスガ、ソレヲ板倉氏一派ノ技術
陣ガ、「タンクスステン」電球ニ工夫ヲ加
ヘルコトニ依ツテ、初メテ日本ノ電球
ガ頭ヲ持チ上ゲタ、更ニ「ガス」入電球
ヲ研究スルコトニ依ツテ外國ト肩ヲ並
べ、「ガス」入電球ハ光度ガ非常ニ強イ
ノデ艶消シシナケレバナラナイ、表面
ノ艶消シシタ所ガ埃ガ付イテ一割以上
ノ光度ノ損デアル、ソレデハ内面艶消
シヤラネバナラス、是ガ世界ニ競ツタ
技術デアリマスガ、ソレヲ不破氏一派
ノ技術家ガ解決シタ、仍テ日本ノ電球
ハ世界ノ繪舞臺ニ出ルコトガ出來タノデ
ゴザイマス、或ハ生絲、絹織物ガ優秀
デアルト云フ其ノ蔭ニモ、非常ナ科
學技術ガ殘サレテ居ル、例ヘバ良イ絲
ヲ澤山出ス強イ蠶ヲ作ル爲ニ、一代難
種ヲ作ラナケレバナラナイ、或ハ其ノ
爲ニ外山博士一派ノ研究、或ハ其ノ爲
ニ雌雄鑑別法ヲ作ツタ石渡博士、斯ウ
云フヤウニ數ヘテ行ケバ際限ノナイ所

ノ研究ガアツタノデ、初メテ日本ノ生
絲、絹織物ガ「フランス」ノ業者ニ勝ツ
タノデアリマス、或ハ世界ノ六割ヲ占
メルト云フ時計「ガラス」ノ小西氏ノ研
究、或ハ眞珠ノ御木本氏、或ハ蠶結ノ
宮崎氏、蓄電池ノ島津氏、日本漆器ノ
河野氏ト云フヤウニ、數ハ上ゲレバ際
限ガナイノデアリマス、凡ソ日本ノ中小
商工業デ見ルベキモノト思ハレル總テ
ノ物ノ蔭ニハ、必ズ優秀ナル技術ガ隱
サレテ居リ、其ノ技術ヲ中心トシテ經
營ノ合理化ガ行ハレ、經營ノ改善ガ行
ハレ、是ガ更ニ新技術ヲ生ムト云フヤ
ウニ組織サレテ居ツタノデアリマス、
勿論ハ法案ヤ役人ノ刺戟ニ依ツタモ
ノモアルカモ知レマセヌガ、多クハ特
殊ノ人ノ特殊ノ努力ニ依ツタモノデア
リマス

斯ク考ヘテ見マス、中小商工業ノ
發展ヲ望ム凡ユルモノノ根柢ニハ、燃
ユル熱意ヲ以テ科學技術ノ振興ヲ考ヘ
ネバナラヌト思ヒマス、然ルニ日本産
業ノ急速ナ再建ヲ願フ本協同組合法案
ノ中ニハ、其ノ根本問題ニ對スル熱意
ガ少シモナイコトハ實ニ残念デゴザイ
マス、例ヘバ總則ノ第一條ニ商工業ノ
改良發達ヲ圖ルトアル、成程民主的デ
アルカモ知レマセヌケレドモ、此ノ改
良發達ナドト云フ言葉ノ何ト陳腐ナコ
トカ、明治時代カラ使ヒ古サレタ、ソ
コニハモウ微モ生エルヤウナ言葉デ、
果シテ此ノ中小工業ヲ背負ツテ立ツ法
案ト言ヘルカ、恰モ今マデノ政治家ガ、
科學ヤ技術ハ政治圈外ノ現象デアルカ
ノ如ク感セラレヤウナ態度デアツタ

ノ研究ガアツタノデ、初メテ日本ノ生
絲、絹織物ガ「フランス」ノ業者ニ勝ツ
タノデアリマス、或ハ世界ノ六割ヲ占
メルト云フ時計「ガラス」ノ小西氏ノ研
究、或ハ眞珠ノ御木本氏、或ハ蠶結ノ
宮崎氏、蓄電池ノ島津氏、日本漆器ノ
河野氏ト云フヤウニ、數ハ上ゲレバ際
限ガナイノデアリマス、凡ソ日本ノ中小
商工業デ見ルベキモノト思ハレル總テ
ノ物ノ蔭ニハ、必ズ優秀ナル技術ガ隱
サレテ居リ、其ノ技術ヲ中心トシテ經
營ノ合理化ガ行ハレ、經營ノ改善ガ行
ハレ、是ガ更ニ新技術ヲ生ムト云フヤ
ウニ組織サレテ居ツタノデアリマス、
勿論ハ法案ヤ役人ノ刺戟ニ依ツタモ
ノモアルカモ知レマセヌガ、多クハ特
殊ノ人ノ特殊ノ努力ニ依ツタモノデア
リマス

斯ク考ヘテ見マス、中小商工業ノ
發展ヲ望ム凡ユルモノノ根柢ニハ、燃
ユル熱意ヲ以テ科學技術ノ振興ヲ考ヘ
ネバナラヌト思ヒマス、然ルニ日本産
業ノ急速ナ再建ヲ願フ本協同組合法案
ノ中ニハ、其ノ根本問題ニ對スル熱意
ガ少シモナイコトハ實ニ残念デゴザイ
マス、例ヘバ總則ノ第一條ニ商工業ノ
改良發達ヲ圖ルトアル、成程民主的デ
アルカモ知レマセヌケレドモ、此ノ改
良發達ナドト云フ言葉ノ何ト陳腐ナコ
トカ、明治時代カラ使ヒ古サレタ、ソ
コニハモウ微モ生エルヤウナ言葉デ、
果シテ此ノ中小工業ヲ背負ツテ立ツ法
案ト言ヘルカ、恰モ今マデノ政治家ガ、
科學ヤ技術ハ政治圈外ノ現象デアルカ
ノ如ク感セラレヤウナ態度デアツタ

ノ研究ガアツタノデ、初メテ日本ノ生
絲、絹織物ガ「フランス」ノ業者ニ勝ツ
タノデアリマス、或ハ世界ノ六割ヲ占
メルト云フ時計「ガラス」ノ小西氏ノ研
究、或ハ眞珠ノ御木本氏、或ハ蠶結ノ
宮崎氏、蓄電池ノ島津氏、日本漆器ノ
河野氏ト云フヤウニ、數ハ上ゲレバ際
限ガナイノデアリマス、凡ソ日本ノ中小
商工業デ見ルベキモノト思ハレル總テ
ノ物ノ蔭ニハ、必ズ優秀ナル技術ガ隱
サレテ居リ、其ノ技術ヲ中心トシテ經
營ノ合理化ガ行ハレ、經營ノ改善ガ行
ハレ、是ガ更ニ新技術ヲ生ムト云フヤ
ウニ組織サレテ居ツタノデアリマス、
勿論ハ法案ヤ役人ノ刺戟ニ依ツタモ
ノモアルカモ知レマセヌガ、多クハ特
殊ノ人ノ特殊ノ努力ニ依ツタモノデア
リマス

ノト、餘り變ナリヤウニ思フノデゴザイマス(拍手)斯クノ如キ考ヘデ果シテ産業再建ガ出來ルカト疑フノデアリマス、世界ニ目ヲ向ケテ見ルト、「ソ」聯デハ、「スターリン」ヲ初メ多クノ閣僚ガ、數年ニシテ科學技術ヲ世界最高ノ水準ニ上ゲテ、サウシテソレニ依ツテ産業ノ再建ヲ圖ラネバナラヌト言ツテ居リマシテ、既ニ各家庭トカ工業者ニ對シテマデ新シイ研究ヲスルコトヲシ易カラシメ、若シソレヲシタナラバ一躍其ノ俸給ヲ二十倍ニ上ゲテ、老社長ヨリモ優遇スルト云フヤウナ制度ヲ執リ、更ニソレカラ五年モ經ツテ新シイ研究ガ出來ナカッタラ、又元ノ所ニ返スト云フヤウナコトガ言ハレテ居リマス、英國ニ於テモサウデス、「フラス」ニ於テモサウデス、ダカラはカラノ中小商工業ハ、今マデノ商工業ノヤウニ市場ニ直結シタモノデハナクシテ、研究所ニ直結シタ所ノ、或ハ工夫技術ニ直結シタモノデナカッタライケナイト思ヒマス、所ガ研究費ヤ生産費ニ押サレテ、資材モ費用モ慘メナ狀態ニアル商工業ハ絕對ニ發達シナイ、此ノ間私ハ理研ニ行ツタノデスガ、其ノ良イ手本ガ彼處ニアツタヤウニ思ハレマス、勿論財閥トシテノ解體ハセラレタトシテモ、産業ノ開發ノ爲ニ研究ハ大イニヤレト言ハレテ居ル、アノ理研ノ有様ヲ一度商工大臣ニ見テ戴キタイト思ヒマス、ソコデ私ハ斯ウ云フヤウナ狀態デアリマスカラ、日本全國ニ

千ナンボノ研究所ガアリマスガ、是ハ實際ドウナツテ居ルカト云フコトヲ思ヒヤラレルノデス
ソコデ私ハ此ノ協同組合法案ニ依ツテ、是カラ家庭工業デアルトカ、其ノ他ノ方面ニ活ヲ入レテ貰ヒタイト思ヒマス、即チ此ノ組合ノ理事ヤ幹事ヤ會員ニ、科學技術ガ重要デアルト云フコトニ付テ深イ關心ヲ持タセルト同時ニ、企業場デ働ク技術者ガ研究シ易イヤウナ法案ノ具體的ナモノヲ此ノ中ニ入レテ貰ヒタイノデアリマス、元々外國ノヤウナ科學尊重ノ國デモ、協同組合法案ト云ツタモノデヤルナラバ、科學技術ヲ採入レル時期ガ個人經營ヨリモズツト遅レルト云フノガ定石ノヤウニナツテ居ル譯デアリマス、若シ日本デ此ノ商工協同組合法案ヲ其ノ儘ニ使用スルトシタナラバ、凡ユル條件ニ惠メザル所ノ日本ノ中小工業ハ、外國製品ニ押サレテジリ貧シニ崩壊ノ途ヲ辿ルノデハナイカト思ヒマス、ソレニ反シテ、若シ此ノ法案ノ中ニ科學技術面ヲ強ク出サセ、是カラ出來ルデアラウ所ノ澤山ノ商工協同組合ニ於テ、其ノ技術面ヲ強調スルナラバ、ソコカラ澤山ノ科學技術面ガ現ハレテ、サウシテ世界産業ノ花形ニナリ得ルモノガ多數出テ來ルコトヲ私ハ信ジテ疑ハナイノデゴザイマス(拍手)私ハ此ノ點ニ付テ商工大臣ガドンナ御意見ヲ持ツテ居ルカト云フコトヲ質問シテ壇ヲ降りマス

〔國務大臣星島二郎君登壇〕

○國務大臣(星島二郎君) 豐澤君ノ御意見ハ洵ニ御尤モ御意見トシテ拜聴致シマス、法文ノ中ニ科學尊重ノ文字ヲ入レルコトモ私ハ一面カラ言ヘバ惡クナイト思ヒマス、ケレドモ第一條ノ中ノ經營ノ合理化ト云フコトヲ噛ミシメテ解剖シテ行ケバ、結局其ノ邊モ入ツテ居ル譯デアリマシテ、成ベク法文ヲ簡單ニスル關係上、サウ致シタヤウナ譯デアリマス、併シ只今此處デ御述ベニナツタ御意見ハ全部賛成デアリマス、殊ニ私ハ科學ノ振興ト云フ以外ニ、トモスレバオ互ヒ中小工業者ガ粗製濫造ニ陥ル弊ガアリマスノデ、之ニ對シマシテハ特ニ密査ヲ嚴重ニスルトカ、或ハ色々ナ方面ノ指導機關ヲ助成致シマシテ、此ノ缺ヲ補ヒタイ、其ノ他ニ付キマシテハ全部賛成デゴザイマス(拍手)

○議長(山崎猛君) 福田繁芳君

〔福田繁芳君登壇〕

○福田繁芳君 我ハ無所屬俱樂部ノ同僚ニナリ代リマシテ、先程來ヨリ質疑應答中ノ本案ニ對シマシテ、聊カ關係大臣ニ御質問致シタイ、斯様ニ存ジテ居ツタノデアリマスガ、本案ニ對シマシテハ、先程カラ各政黨ノ同僚諸君カラ詳細ナル御質問ガアリ、之ニ對シテ政府各大臣——商工大臣ハ比較的眞面目ニ熱意ヲ以テ御答辭下サイマシタガ、他ノ大臣諸公ハ本案ニ對シテ非常ニ不眞面目デアル、此ノ點ヲ遺憾ニ思

ウテ居ツタノデアリマス、ケレドモ各政府委員カラ各御答辭ガアリマシテ、本會議ニ於ケル所ノ本案ニ對スル質疑應答ハ最早既ニ盡キタカノ感ガスルノデゴザイマス(拍手)左様デゴザイマスルカラ、私ハ重複スルコトハ一切此ノ際省略致シマシテ、全然立場ヲ異ニシテ本案ヲ眺メ、サウシテ由ツテ生ズル所ノ二、三ノ質疑ノ點ヲ關係大臣ニ伺ヒタイ、斯様ニ存ズルノデゴザイマス
先ヅ第一番ニ商工大臣ニ尋ネタイノハ、政府ハ本案ヲ提案スル理由ト致シマシテ、我が國産業ノ急速ナ再建ヲ圖リタイ、仍テ本案ヲ提出シタ、斯ウ云フ詳シイ提案理由ヲ申サレマシタガ、私ハ此ノ理由ハ大イニ諒トスルノデアリマス、併シナガラ終戰滿一箇年ヲ經過致シマシタ今日、漸ク日本ノ國ノ産業ヲ再建シナケレバイカス、中小商工業ヲ興隆サセナケレバイカス、斯様ナコトヲ考ヘテ御提案ナサツタ所ノ時期ガ、如何ニモ遅レタコトヲ残念ニ存ズルノデゴザイマス、昨年八月十五日「ボツダム」宣言ヲ受諾致シマシタル時ニ、當時私ハ産業人ノ一人デアリマシタガ、「ボツダム」宣言ヲ受諾シタ途端ニ私達産業人ノ念頭ニ閃イタコトハ、上御一人ノ御身ノ上、或ハ又窮迫セル所ノ食糧問題ノ解決方法、或ハ海外同胞ノ身ノ上、斯ウ云フコトハ申スニ及バナイ問題デアリマスガ、ソレト共ニ頭ニ閃イタノハ、一般無數ノ中小工業者ノ身ノ上デゴザイマス、皆様モ御承知ノ通りニ、我が國ノ中小商工業ト云フノハ特異ノ存在デアリマシテ、今マデ我が國産業興隆ノ爲ニ甚大ナル功勞ガアツタノデゴザイマス、然ルニ此ノ無數ノ中小商工業者ガ、戰時中ニ於テ御承知ノ通りニ時ノ軍閥ト時ノ官僚、是等ノ者共ノ犠牲トナリマシテ、一片ノ微用令書ノ下ニ、長年孜々トシテ働イテ來マシタル所ノ職場ヲ失ハサレタ、ヒドイノニナリマスルト、微用令書ノ爲ニ、職場ヲ取ラレテカラ軍需産業ニ放リ込マレタ、或ハ失業群ノ中ニ放リ込マレタ、斯ウ云フコトニナツタノガ當時ノ中小商工業者デゴザイマス、辛ウジテ其ノ職場ヲ死守シテカラ、所謂當時ノ統後ノ國民トシテ産業ニ御奉公シテ居リマシタモノガ、皆サン御承知ノ通りニ度重ナル空襲ニ依リマシテ職場ハ焼カレ、ノミナラズ住宅マデ焼カレ、サウシタ結果、御承知ノヤウニ地方ニ落延ビタノデゴザイマス、私達其ノ途端ニ考ヘマシタノニ——「ボツダム」宣言ヲ受諾シタ途端ニ考ヘマシタノニ、何トカシテ此ノ日本ノ國ヲ再建シヨウト思ヘバ、ドウシテモ産業ノ再建ヨリ外ニ手ガナイ、産業ノ再建ヲ圖ラウト思ヘバ、御承知ノヤウニ大資本家ハ解體サレ、大企業ハ接收ヲ受ケルノデアリマスルカラ、中小商工業ニ託スルヨリ途ガナイノデアリマス、左様デゴザイマスルカラ、何トカシテ適切ナル處置

ヲ一刻モ速クニ講ジテ、サウシテ中小
商工業者多數ノ者共ヲシテ正規ノ職
ニ就カシメ、以テ日本ノ國ノ所謂産業
回復ヲ圖リタイト云フコトヲ考ヘテ居
ツタノデゴザイマス、私共産業人ガ考
ヘル如クニ、時ノ内閣諸大臣モ御考ヘ
ニナツテ居ラレタナラバ、所謂「ボツ
ダム」宣言受諾直後、終戦直後、此ノ
時ニ中小商工業者ニ對シテ適切ナル處
置ヲ講ジテ居リマシタナラバ、恐ラク
過般來問題ニナリマシタ所ノ大資本家
ノ生産「サボ」或ハ又労働爭議、或ハ
聯合國ニ對スル所ノ見返リ物資ノ増
産、斯ウ云フコトモ相當成績ヲ收メル
コトガ出來タト私ハ考ヘマス、殊ニ過
般本會議問題ニナリマシタ所ノ、彼
ノ第三國人ニ依リマシテ日本ノ國ノ經
濟機構ヲ攪亂サレルト云ツタヤウナ質
問モ、恐ラクナクテ済ンダノデハナイ
カト私ハ考ヘマス（拍手）此ノ點ニ對シ
テ商工大臣——大藏大臣ハ居リマセマ
カラ、次官カラデモ結構デゴザイマス
ガ、私ノ今申上ゲタコトニ對シテ率直
ニ御考ヘテ承リタイ、私ハ本日時間モ
過ギ去ツタ後ニ斯様ナコトヲ申上ゲタ
クナイノデアリマスケレドモ、我が國
ノ中小商工業者無數ノモノハ何トカシ
テコ、デ再起、奮起致シタイ、商工大
臣、大藏大臣ヲ唯一ノ綱ト頼ツテ、何
トカ奮起致シタイト云フ所ノ現在ノ狀
態デアリマス、左様デゴザイマスカ
ラ、私ノ質問ニ對スル大藏大臣ナリ商
工大臣ノ答辯ガ、將ニ再起セントスル

所ノ中小商工業者ニ對シテ一服ノ清涼
劑トモナリ、活力素トモナルト云フナ
ラバ、私ハ非常ニ結構ト存ズルノデゴ
ザイマス（拍手）左様ナ點カラ見マシ
テ、ドウゾ大乗の御立場ヲ以テ、本當
ニ中小商工業ヲ慈マント致シマスルナ
ラバ、成程ハ手遅レデアツタ、併シ
今カラデモ適切ナル總テノ處置ヲ斯様
斯様ニ講ズルカラ、遅クナイノダカ
ラ、是非トモ中小商工業者ノ總躍起ヲ
願ヒタイト云フヤウナ意味合ノ御言葉
ガ、商工大臣ノ答辯ノ中ニアリマスレ
バ、望外ノ幸甚トスルノデゴザイマス
（拍手）

次ニ伺ヒタイノハ、先程丁度社會黨
ノ細田君カラ資材確保對策ニ對シマシ
テノ質問ガアリマシタガ、如何致シマ
シタコトカ、關係大臣ノ答辯ガ漏レテ
居リマシタノデ、私茲ニ附言致シマシ
テ御伺ヒ致シタイト考ヘマス、過日來
復興金融庫法案ナリ、臨時物資供給
調整法案ノ委員會ニ參リマシタ時ニ、
大藏大臣、商工大臣、殊ニ陸國務大臣
ハ、口ヲ揃ヘテ我が國今後ノ産業建設
ノ爲ノ資材ト云フモノハ——資材ニ限
ラズ全般ニ對シテ、聯合國ニハ餘リ御
無理申上ゲナクテモ、出來ルコトナラ
バ自力ヲ以テ再建設シタイ、斯ウ云フ
コトヲ私ハ屢々伺ツタノデアリマス、
併シナガラ一般産業ヲ振興致サウト思
ヒマス時ニ、金融庫法案ニ依ツテ資
金ノ面倒ヲ見ルノモ宜イ、或ハ協同組
合法案デ企業ノ合理化ヲ圖ルコトモ宜

イ、併シ肝腎要ノ材料ヲ何トサレル
カ、恐ラク臨時物資供給調整法案ヲ以
テ國內物資ヲ適當ニ調理サレト云フ
コトヲ言ハレルト私ハ思ヒマスルケレ
ドモ、假ニ此ノ法案ガ通過致シタ所
デ、日本國內ニアリマスル所ノ資材ヲ
以テ、此ノ敗戦國家タル日本ノ現在ノ
狀態ノ産業ヲ回復スルダケノ材料ガア
ルト思ツテ居ラレルカドウカ、之ヲ私
ハ先ヅ大臣ニ伺ヒタイ、ドウ致シマシ
テモ、少クトモ諸外國カラ相當ナ資材
ヲ仰ガナケレバナラナイノデゴザイマ
ス、丁度先程不圖私ノ眼ニ止マツタノ
デゴザイマスガ、涉外局ノ發表トシ
テ、第八軍政部經濟局ノ三十一日ノ
發表デゴザイマス、「アメリカ」ニ於テ
ハ、「サンマテオ號」ト云フ船ヲ以チマ
シテ、神戸、橫濱兩港カラ生「ゴム」二
千六百「トン」、鉛四千二百「トン」、錫
板千「トン」、是ダケノ物資ヲ日本ニ持
ツテ來ラレタノデハナイノデアリマス
ス、アチラノ方ヘ、日本ニアリマシタ
ノヲ御持歸リナサツタノデアリマス、
御持歸リナサレコトヲ私ハ兎々角申上
ゲルノデハナイノデゴザイマスガ、今
後ノ日本ノ平和産業ヲ興隆復活サセヨ
ウト思ヒマスレバ、ドウ致シマシテモ此
ノ中ノ生「ゴム」ノ如キハ、皆樣絕對的
ニ必要物資デアリマス、過日ノ復興金
融庫委員會ニ於テモ、商工大臣ハ、今
度ノ金融庫一般事業ニ貸付スル所ノ事
業別トシテ、「ゴム」工業ト云フノハ第

五番目ノ「A」クラス」ニ入ツテ居ル、併
シナガラ日本ノ國ノ現在デハ、生「ゴ
ム」ト云フノハ御承知ノ通り極ク僅カ
シカ手持ガイナイ筈デゴザイマス、二千
六百「トン」御持歸リニナリマスレバ、
餘ス所恐ラク私ハ四千「トン」位シカ
ナイと思ヒマス、之ニ對シテ商工大臣
ハ如何ナル御考ヘテ持ツテ居ラレル
カ、今斯様ニ御持歸リニナラレタノデ
アリマスルケレドモ、近イ内ニ斯様斯
様デ材料ガ入ツテ來ルノダ、或ハ斯ウ
云フヤウニ貫ヘルノダト云フ所ノ目安
ガアリマスレバ、斯ウ云フ資材問題モ
餘リ私ガ取越苦勞スル必要ハアリマセ
ヌ、併シナガラ僅カシカナイ所ヲ持ツ
テ歸ラレシマツタ場合ニハ、非常ニ
困ル譯デゴザイマス、陸國務大臣ノ鄉
里デアル山梨縣、商工大臣ノ郷里デア
ル岡山縣デモ、米ノ出來ル木ハアリマ
スケレドモ、「ゴム」ノ木ハナイ筈デゴ
ザイマス、斯様ナ狀態デゴザイマスカ
ラ「ゴム」ノ如キハ、目下殘置シテアル
モノヲ御持歸リニナルコトハ宜シウゴ
ザイマスケレドモ、何トカシテ聯合國
カラ相當戴カナイコトニハ、金融庫
カラ金ヲ貸シテモ産業ノ回復ハ致シマ
セヌ、左様デゴザイマスカラ、其ノ點
ハドウゾ一ツ輸入ニ對スル所ノ見透シ
ヲ私ハ承リタイ

ソレト序ニ一寸一言申上ゲタイノ
ハ、元來聯合國ニ對スル輸入トカ一般
ノ交渉ト云フモノハ、ドノオ役所デド

ウ云ツタオ方ガナサツテ居ラレルカト
云フコトヲ私ハ承リタイノデアリマ
ス、巷間聞ク所ニ依リマスレバ、涉外
局ニ對スル折衝ハ、我が政府トシテ
ハ、一國ヲ代表スルナリ一省ヲ代表ス
ル所ノ個人ガ當ナクテ、各省々々カ
ラ適當ナル然ルベキ範圍ノ方ガ當ツテ
居ラレルガ爲ニ、聯合國ニ對シテ非常
ニ不統一極マル狀態ヲ演ジテ、聯合國
ヨリ期待ニ副ヘナイト云フ所ノ謗リア
ルカノ如クニ承ツテ居リマス、左様デ
ゴザイマスカラ、ドウゾ此ノ機會ニ、
殊ニ日本産業ノ再建ヲ圖ル所ノ重大ナ
要案デアアル資材ノ如キハ、商工省ノ誰
某ガ御扱ヒナサツテ居ル、或ハ又經
濟安定本部ノ方デ御扱ヒナサツテ居
ル、斯様ナ譯ダカラ決シテ不統一デナ
イ、必ズ此ノ産業建設ニ役立ツダケノ
コトハ出來得ルト云フ所ノ御所見ヲ伺
フコトガ出來マスレバ、是レ亦今後ノ
經濟再建ノ爲ニ非常ニ結構ト存ズルノ
デアリマス

大體以上ノ程度ヲ申上ゲマシテ、ア
トハ先程各位カラ申サレマシタル漏レ
テ居ル點ヲ簡條的ニ申上ゲマスルカ
ラ、之ヲ御答辯願ヒタイ、私デ最後デ
ゴザイマスカラ、アト五分間御辛抱願
ヒタイト存ジマス

先程モ御話ガアリマシタガ、厚生
省デハ、生活協同組合デゴザイマス
カ、ソレヲ追テ出ス積リデ研究シテ居
ルト云フ、左様ナ生活協同組合ヲ何モ

官報號外 昭和二十一年九月十三日 衆議院議事速記第四十四號 商工協同組合法案 第一讀會

七二七

出サナクテモ、最早消費組合ガ非常ニ
發達シテ居ル、同時ニ又農林省ニ於テ
ハ農林省所管ノ産業組合ガ非常ニ發達
シテ居ル、斯ウ云フコトヲ聞キマシタ
ガ、私考ヘマスノニ、各部門ニ斯様ナ
組合ガ發達致シマシタ場合ニ、果シテ
此ノ提案ノ理由書ニアル所ノ産業ノ再
建ト云フコトニ、各部門ノ各組合ガ摩
擦ナクシテ圓滑ニ助成、發達出來ルカト
云フコトヲ一ツ伺ヒタイと思フノデア
リマス、同時ニ又各部門ニ組合ガ出來
マス結果、所謂集團經濟競爭ガ激烈
ニナリ、同時ニ又集團の個人主義ガ激
烈ニナル、之ニ對シテ商工大臣ハ如何
ナル對策ヲ持ツテ居ラレカ、其ノ次
ハ、從來ノ商工組合トノ關係ヲドウサ
レルカト云フコトヲ一言御伺ヒ致シタ
イ、御承知ノ戰爭中ニ於テ、我が國ノ
經濟界ノ發展過程ヲ時ノ歐米各國ガ見
マシテ、日本ノ國ノ獨占的「カルテル」
化ノ要素デアルト數ヘラレテ來タノデ
アリマス、然ルニ終戰後新シク日本ヲ
建直サントスル今日、斯様ニ各部門ニ
斯ウ云フ組合ガ出來テ、一層獨占的
「カルテル」化ノ要素ガ殖エル傾向ニナ
ルノデアリマスルガ、新シク國際經濟
ニ參加セントスル所ノ日本政府トシ
テ、諸外國ニ對シテ之ニ對スル如何ナ
ル方針ト對策ヲ持ツテ居ラカ、私ハ此
ノ點ニ於テ是非トモ幣原サンニ伺ヒタ
カツテ、居リマセズ、又駐國務大臣ニ

伺ヒタイノデアリマスルガ、何處デド
ウ云フ委員會ガアルノカ知リマセヌ
ガ、マダ出テ居リマセズ、甚ダ残念デ
アリマスル、何モ彼モ商工大臣一人ニ
持ツテ行クヤウデアリマスルガ、附加
ヘテドウ御答辯ヲ願ヒタイと思ヒマ
ス、ソレト本案ニ依ル所ノ組合ノ所謂
協同主義精神ト云フモノト、組合員タ
ル所ノ中小商工業者ノ個別性トノ間ニ
生ズル矛盾ヲ如何ニ御調和ナサレカ
ト云フコトモ附加ヘテ御伺ヒ致シタイ
最後ニ、本法案ナリ、金融庫法ナ
リ、臨時物資需給調整法ニモ盛シニ
中小商工業ト云フコトガ謳ツテゴザイ
マスルガ、日本ノ國ノ今日ハ、皆様御
承知ノ通りニ戰爭ニ負ケテ大資本家ハ
解消サレ、大企業ハ倒壊サレ、接收サ
レタ今日、果シテ中小商工業ノ中ト云
フノハドノ範圍ヲ指サレルモノデア
ルカ(拍手)同時ニ又本法案ヲ以テ日本ノ
國ノ經濟ノ安定ヲ圖ルト云ハレ
テ居リマスルガ、此ノ商工協同組
合法案ヲ通過サセテ、ドレダケ日本ノ
國ノ今日ノ經濟ノ安定ヲ圖ルコトガ出
來ルカ、以上ノ點ヲドウゾ一般中小商
工業業者ノ爲ニ宜シク御答辯ヲ願ヘ
バ非常ニ好都合ト存ジマス(拍手)

〔國務大臣星島二郎君登壇〕

○國務大臣(星島二郎君) 福田君ヨリ
時期ヲ失シタトノ御叱リガアリマシタ
ガ、是ハ日本ノ産業ノ復興ヲ熱望サレ
ルノ餘リニデスカラ、幾ラデモ私ハ叱

ラレテ宜シイト思フ、斯ウ云フ言葉ガ
出ル度ニヤハリ振興ヲ思フノデアリマ
スカラ、敢テ辯解ヲ致シマスレバ、私
ハ本當ノ賠償ノ撤去ノ線ガ引カレ、今
回ノ財界ノ整理、ソレカラ金融ノ非常
措置、斯ウ云フヤウナモノガ全部濟シ
ダ所デ本當ノ計畫ハ出來ルト思フノデ
ス、併シソレハ理窟デアリマス、私ハ
兎ニ角凡ユル努力ヲシテ居ルノニモ拘
ラズ、此ノ一年經ツテマダダシナコト
カト云フ御叱リノ御言葉ガ多イ程、産
業復興ノ熱意ガアルコトト考ヘマシ
テ、御叱リハ甘シジテ受ケル譯デアリ
マス(拍手)殊ニ又輸入ノコトニ付キマ
シテハ、是ハ日本ニハ原料ガ少イノデ
アリマスカラ、原料ガナクテハ仕事ガ
出來マセズ、率直ニ聯合國ニ對シマシ
テ原料ヲ輸入シテ欲シイ、斯ウ言フコ
トガ必要デアル、從來ノヤウナ自給自
足主義デ行ク、是ハ軍國主義デアリマ
ス、率直ニ日本ニハ足ラナイカラ、是
ハ入レテ出レト云フ所ニ日本ハ到底輸
入シナケレバ食ツテ行カレナイト云フ
所ニ、寧ろ萬國の所謂平和主義ガアル
譯デアリマスカラ、遠慮ナクハ懇請
致ス積リデアリマス、現ニ御指摘ノ
「ゴム」ハ、本當ハ相當數量アリマシタ
ケレドモ、流石ニ進駐軍ノ方ニ於キマ
シテモ要ルト見エ多クノ物ハ占領軍
ニ依ツテ占領サレテ勝手ニ持ツテ行カ
レテモ宜イ物ヲ、此ノ日本ノ現狀ニ同
情セラレテ、大部分ノ物ハ其ノ儘置イ
テ貰ツタノデアリマスケレドモ、生

「ゴム」ハ流石ニ要ルト見エマシテ、持
ツテ行カレタノデアリマス、是ハ一萬
「トン」ノ要求ガアリマシタノヲ、ヤツ
ト求メマシテ七千「トン」ノ生「ゴム」ヲ
完全ニ送り届ケマシテ、其ノ最後ノ船
ニモ先程御指摘ノ二千何百「トン」ト云
フモノガアツタモノト見エマスルガ、
併シ是デハ到底仕事ガ出來マセヌノ
デ、昨今人造「ゴム」或ハ層「ゴム」デモ
宜シイ、少クとも日本ノ從來ノ仕事ノ
上カラ行キマスレバ、月當三千「トン」
程ノ生「ゴム」ヲ是非輸入シテ欲シイト
云フコトヲ懇請中デアリマス、是ハ一
ツノ「ゴム」ノ例デアリマスルガ、棉ニ
致シマシテモ、其ノ他ノモノニ致シマ
シテモ、日本ガ平和的ニ伸ビテ行ク爲
ニハ、斯クノ如キ原料ダケハ出シテ貰
ヘバ、必ズソレニ對スル代償トシテノ
見返リ物資ハ造ツテ之ヲ差出ス積リデ
アリマス

中小企業ノ振興ハ、正ニ御指摘ノ原
料ノ輸入ヨリ始マルコトと思フノデ
ス、何處マデモ熱心ニ努メル積リデア
リマス、ソレ等ノコトヲ扱ヒマスノハ、
今日ノ場合ハ貿易ハ自由デナイ、雖テ
ハ個々ノ自由貿易ハ許サレルコトトハ
思ヒマスケレドモ、現在ノ立場ハサウ
デアリマセヌノデ、目下商工省ノ外廳
ト致シマシテ貿易廳ト云フモノガアリ
マス、是ガ民間カラ長官ヲ拔擢致シマ
シテ、官僚ノ商賣ニナラヌヤウニ、出
來ルダケ民間ノ有識者ヲ多ク入レマシ
テ、貿易廳ヲ形成致シテヤツテ居ル譯
デゴザイマス

協同組合ガ是カラ各所ニソレハ出
來テ、其ノ間ニ集團のナ、又昔ノ反産
運動ノヤウナコトガ起リハセヌカト云
フ御心配ハ御尤モト思ヒマス、是ハ成
ベク今後業態々々ニ依ツテ此ノ法案ヲ
組ンデ行キマスノデ、之ヲ出シマシタ
時ニモ、農林省內ニモ此ノ法案ヲ作ル
一ツノ業態ガソレハ生レテ來ル譯デ
アリマスガ、今後十分ソレ等ノ點ハ注
意致シマスガ、或ル良イ意味ノ競爭ハ
私ハ却テ刺激シテ宜イノダト思ヒマ
ス、ケレドモクダラナイ從來ノ所謂競
爭ハ、避ケルヤウニ致サナケレバナラ
ヌ、斯様ニ思フ次第デアリマス

尙ホ中小ノ工業ハドノ方面ヲ基準ト
スルカト云フ御尋ネガアリマシタ、是
ハ大デナイノガ中小デアラウト斯様ニ
答辯サシテ戴ケバ宜イノデアリマスガ
(笑聲、拍手)併シ大體五十名以上二百
名以下位ナ勞務者ヲ發ツテ居ル程度ヲ
狙ツテ居ル譯デアリマス、是ハ少シハ
ツキリ致シマセヌガ、日本ハ大部分ガ
中小デアラウト思召シテ願ヒタイと思
ヒマス(拍手)

○福田繁芳君 私ノ質問ト答辯ガ一寸
異ナツテ居リマスガ、モウ時間ガアリ
マセヌノデ、アトハ委員會ニ於テ詳細
ニ伺フコトニ致シマス

○議長(山崎猛君) 質疑ハ是ニテ終了
致シマシタ、本案ノ審査ヲ付託スベキ
委員ノ選舉ニ付テ御諮リ致シマス

○葉梨新五郎君 本案ハ政府提出臨時
物資需給調整法案委員ニ併セ付託セラ
レシコトヲ望ミマス

○鹽長(山崎猛君) 葉梨君ノ動議ニ御
異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼ブ者アリ〕

○鹽長(山崎猛君) 御異議ナシト認メ
マス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、是
ニテ議事日程ハ議了致シマシタ、次會
ノ議事日程ハ公報ヲ以テ通知致シマ
ス、本日ハ是ニテ散會致シマス

午後五時五十七分散會

衆議院議事速記録第三十六號中正誤

頁段行 誤 正

五五五 改正 態勢

定價 一部 七十錢

發行所

東京都牛込區市ヶ谷本村町
電話九段五三〇一
振替東京一九〇〇
印刷局
書課